

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際申し上げます。尾花沢市ボランティア連絡協議会より、議場内の撮影の許可願がありますので、議長において許可いたします。

本日の会議は、議事日程第7号によって進めます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、7番 青野隆一議員の発言を許します。青野議員。

[7番 青野隆一 議員 登壇]

◎7番(青野隆一議員)

おはようございます。一般質問の2日目となりました。本日のトップバッターとして通告にしたがい6点について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずはじめに、2019年保存版尾花沢市防災情報ガイドについてお尋ねいたします。

このたびの台風19号の際には、警戒レベル4の避難勧告が17地区、避難指示が1地区に発令をされました。情報ガイドでは、「市の判断で発令を行う」としてはありますが、どのような判断に基づいて発令されたのかお尋ねをいたします。

そして今回の避難勧告対象世帯となった247世帯、対象人数738人に対する周知は、どのようにして行われたのでしょうか。またこの避難対象世帯となっているご本人に対して、あるいは地域の代表者である区長さんや民生委員に対して、事前に知らされていたのかどうかお尋ねをいたします。

またこのたび全戸配布されました防災情報ガイドの洪水ハザード情報には、大規模な人的被害が想定される小野尻川や牛房野川などの中小河川についての洪水災害凡例は全くありません。本当に市民の命を災害から守るためには、しっかりと市独自の状況調査を行って、避難誘導も含めた洪水ハザード情報が必要と考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また寺内地区の場合、昨年は多目的集会施設が避難所となりましたが、今回は福原小学校体育館に変更されました。ご高齢者の皆様には2階まで登るのが大変でありましたし、トイレは再び1階まで登り降りをする必要がなければなりません。その上体育館は、直接雨音が響き、また底冷えがして、とても眠れる状態ではありませんでした。また給湯施設もないため、電気コンロ、電気ポット、ラジオなど全て学校からお借りをいたし

ました。今回避難をして、さまざまな問題点や、あるいは不備のあることが分かった状態です。これでは困ります。市民の皆様の命に直接関わる問題です。全ての指定避難所が本当に大丈夫なのか。地域の皆さんと当該施設管理者とが一緒になった、避難所設置訓練をぜひやっていただきたい。そして避難所の現状について、早急に点検をすべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

2つ目は、有害鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

本市では県から、イノシシ、ハクビシン、カワウの捕獲許可権限を移譲されております。サルも同様ですが、市長のご所見をお伺いいたします。

また県内の13市町で、農林水産省交付金と県単独補助を受けたイノシシの夏季捕獲に対して、報奨金制度を導入しています。イノシシの被害が急速に広まっている本市でも、この制度を積極的に活用すべきと考えます。合わせて、9月定例会でも申し上げましたとおり、冬期間の捕獲についても、上山市のように独自の報奨金制度を新設すべきと考えますがいかがですか。

さらに県では、モデル地区を選定し、被害対策の専門家を派遣する支援策を講じております。このことによって、例えば餌場を作らないために、スイカの残渣を一括処理する施設づくりなどもできるとお聞きをいたしました。現在モデル地区を募集中ということですので、本市でも地域の協力体制づくりと合わせて、積極的に手を挙げるべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

3点目は、子どものインフルエンザ予防接種についてお伺いいたします。本市では1歳から中学校3年生まで、最大2回まで1回につき1,900円を助成しています。こうした支援内容は、県内でもトップレベルであります。それではどれくらいの子もたちが予防接種を受けているのか。また今後さらに接種率を高めていくために、どのような方策を考えておられるのかお伺いをいたします。

4点目は北村山高校に対する支援策についてお伺いいたします。

現在の生徒数は定員120名に対し79名で、そのうち市内からの生徒数はわずかに43名となっています。急激な少子高齢化の影響によって、全国の高校で定数割れとなっており、今後の学校運営については、さまざまな課題が出てきています。北村山高校からは、市報へのきたスタ連載や花笠パレードの参加、そばガール

ズによるスイーツや新商品の開発など、多くの協力をいただいております。地元自治体として今後どのような関わりや、支援策を考えておられるのかお伺いをいたします。

5点目は、こども議会についてお尋ねをいたします。

10月17日に市制施行60周年記念こども議会が開催され、市議会への役割についての理解が深まるとともに、子どもならではの質問が出されるなど、たくさんの成果が見られました。このことを踏まえ、来年度以降もこども夢議会として、ぜひ継続して取り組むべきと考えます。また子どもたちからの提案を実施する、子どもたちの夢を叶えるための予算を、あらかじめ計上すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

6点目は、放課後児童クラブの拡充についてお伺いいたします。

来年度の放課後児童クラブの申し込み状況はいかがか。また利用者全員を受け入れたための具体的な方策について、どのように進めておられるのかお尋ねをいたします。

以上6点について、市当局の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

私が今回、市議会議員になって34回目の一般質問となります。どんなに小さくても、皆様の声や思いを市議会に届け、限りある財政の中で、どうすれば子どもたちから高齢者まで、全ての市民の皆さんが幸せになるのかを、この場で大いに議論し、誰もがこの尾花沢で暮らして良かったと言える市政を作り上げていく、このことが私たち議員の大きな役割だと思っております。今回このように大勢の傍聴の皆さんの前で、一般質問をさせていただくことに厚く厚く感謝を申し上げます。これまで以上に、傍聴者の皆さんのご期待に添えられるよう、ご当局のより積極的なご答弁をお願いし、質問席からの質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。ただ今は青野議員から大きく6点ですか、質問をいただきました。順次お答えしてまいりたいというふうに思います。

はじめに、尾花沢市防災情報ガイドに関するお尋ねにお答えいたします。

先般の台風第19号におきましては、あらかじめ相当の雨量が見込まれたため、土砂災害及び洪水の危険性を念頭に置きながら警戒にあたりました。避難情報の

発令にあたっては、気象庁公表の危険度分布や国、県からの情報提供、現地確認の状況等を参考に判断し、今年6月から全国的に運用されました、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難情報を発令しました。本ガイドラインは、警報級の気象情報が発表された場合等には警戒レベル3として、「避難準備、高齢者等避難開始」を発令し、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発令された場合には警戒レベル4として、「避難勧告」や「避難指示」を発令することとされております。そのため、台風第19号接近時には、本市への大雨洪水警報や土砂災害警戒情報の発表を受け、市内の土砂災害警戒区域及び浸水洪水想定区域に対して、避難情報を発令しております。

地区ごとの発令区分ですが、先ほど申し上げた国のガイドラインにおいて、「避難勧告等の発令対象区域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい」とされていることから、気象庁がインターネットで提供している土砂災害警戒判定メッシュ情報により、危険度が高まってきた区域に順次、避難勧告を発令するとともに、銀山地区に対しては、銀山川の河川氾濫危険について、現地警戒対策本部の情報を踏まえ避難指示を発令しました。

該当集落への周知については、あらかじめ対象区域の自主防災会長である区長への避難所開設の連絡、民生委員を通じた要援護者への情報提供を行いながら、避難情報の発令にあたっては、区長への電話連絡及び防災行政無線等により情報伝達を行ったところです。警戒区域内にお住いの市民については、速やかな避難行動が求められるわけですが、まずは地域内の警戒区域の存在を理解していただくことが重要です。そのため、今年7月には、尾花沢市防災情報ガイドを作成し、全世帯及び関係機関等への配付をさせていただきました。自主防災会においてもぜひご活用いただき、災害時における避難行動に役立てていただきたいと思っております。なお、去る11月13日には、自主防災組織リーダー研修会を開催し、防災に関する講演のほか、防災情報ガイドに関する説明なども実施させていただきました。自主防災会長のほか、民生委員、女性防火協力班などの方々にも参加いただきました。今後とも防災情報ガイドの理解度向上に努めてまいります。

これまで、警戒区域等に居住している世帯に対して、防災という観点で個別に当該情報を通知してはおりませんが、ご本人を含め、地域自主防災会等への情報提供は、今後自主防災会と話し合いを持ち対応してまいります。

次に、防災情報ガイドにおけるハザードマップの浸水洪水想定区域についてですが、国土交通省が発表する洪水予報河川である最上川と、県が公表する水位周知河川である野尻川、丹生川、臈気川について掲載しております。浸水洪水想定区域とは、水防法の規定に基づき国、県が指定するものであり、市が指定することができません。しかし、水害はこれらの河川以外にも起こりうるものであり、中小河川の水害に備えた対策が求められます。

現在、本市の災害時の初動マニュアルにおいて、大雨の際の重要河川点検箇所として3箇所を定めており、寺内地内を流れる小野尻川も含めております。これらは河川付近に住宅があるため、先ほど申し上げた洪水予報河川と水位周知河川と合わせ、河川管理者等からの水防情報により水位を確認しながら、現地確認を行うこととしています。なお、小野尻川の田中橋付近には、昨年度、県が危機管理型水位計を設置し、インターネットサイトから誰でも水位情報を確認することができますので、今後とも風水害時の避難行動に役立てまいります。

市内には中山間地を中心に無数の小河川があり、自主防災会で、身近な中小河川に潜む水害の危険性について話し合い、防災活動に役立てていただきたいと考えております。市としても、これら防災学習に対する支援を強化してまいります。

次に、指定避難所の運営についてであります。このたびの台風第19号の接近において、市内13施設の避難所を開設し、8施設に最大時で179名の方が避難されました。避難所の開設にあたっては、避難対象者への伝達方法や、避難所の環境整備等についての課題が出されていますので、避難所開設に際し、ご協力いただいた自主防災会等からのご意見も聴取し、改善に向けた総括を進めてまいります。また、避難訓練、避難所設置訓練等について自主防災会と連携し実施してまいります。

次に、鳥獣被害対策についてお答えします。

ニホンザルについても有害鳥獣捕獲許可を県から権限移譲を受けてはとのご提案ですが、本市ではニホンザル保護管理事業実施計画を策定し、サルは個体数調整を実施しています。通常有害鳥獣捕獲許可は、権限移譲されても1件ごとの個別許可であります。個体数調整は年間許可であるため、許可申請事務の省力化が図られるとともに、初動の時間短縮にもつながり、サル対策としては効果的と捉えています。

また、これまでは箱罟や銃器により捕獲を行って

ましたが、今年度は大型捕獲檻も導入して、サルに対する捕獲体制を強化したところです。いずれも個体数調整の枠内で捕獲しております。

イノシシの有害捕獲としての、夏季捕獲の報奨金導入についてのお尋ねですが、本市で採用している支払い方法は、有害捕獲許可1件あたりの実施隊日当制となっています。どちらも鳥獣被害防止総合対策交付金の対象となるため、二重交付とならないように、市猟友会と協議の上、日当制に落ち着いたものです。

イノシシ捕獲に係る報奨金については、先の伊藤議員の質問でお答えしましたとおり、冬の狩猟期間における捕獲により、翌年度の被害軽減につながるが見込まれますので、狩猟期間を対象とした捕獲報奨金を導入することについて、猟友会と意見交換をしております。

鳥獣被害防止総合対策交付金については、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業として、地域における被害防止計画の作成や、実施に対して助言を行うアドバイザーの紹介や、ジビエ利用の拡大を図るための解体処理施設や、解体に伴う残渣の焼却施設としての施設整備については交付対象になっています。ご提案ありましたスイカ残渣の処理施設には、県にも確認したところ対象外とのことでした。

本市でも鳥獣被害の報告数や生息域が拡大しており、住民一人ひとりの取り組みや、行政だけの防止対策では歯止めが利かない状況になってきており、鳥獣被害防止における地域ぐるみの取り組みは、非常に重要であると認識しています。自助、共助、公助がうまく連携して、鳥獣被害防止のための対策が講じられるよう、モデル事業も積極的に活用していきたいと思っております。

次に、子どものインフルエンザ予防接種助成事業の昨年度の実績についてお答えいたします。

尾花沢市では、1歳から中学3年生を対象に、1回の接種につき1,900円の助成をしております。委託機関は、北村山地区医師会加入の34医療機関となっております。昨年度は、全対象人数は1,732名で、1回目の接種については45.1%、2回目の接種については36.5%であり、平均しますと41.4%の結果となっております。

子どものインフルエンザ予防接種の接種率向上についてお答えいたします。

子どもの予防接種は大きく2つに分かれており、予防接種法に定められている定期予防接種と、定められていない任意予防接種があり、子どものインフルエンザは任意接種に含まれています。任意接種は、本人や

保護者の意向により医師と相談し実施されるものです。そのため、予防接種に対する個人の考え方や、子どもさんのアレルギー体質などの身体的な事情から、接種しない方も少なからずいらっしゃるのが現状です。インフルエンザワクチンは、発症を一定程度予防することや、発症後の重症化を予防する上で効果があり、6歳未満を対象とした研究では、発症防止有効率は60%と報告されております。

本事業を開始し4年目になりますが、この事業についてはインフルエンザワクチンの接種率の向上と同時に、接種費用の負担軽減による子育て支援を目的として実施しているものです。事業の周知については、乳幼児健診をはじめ、保育園、幼稚園、各小中学校を通じての各家庭へのチラシの配布、また、市報、ホームページにも掲載しており、かなり浸透してきたと感じております。

なお、事業の実施期間については、早めに受けて流行を防ぐ目的とワクチンの供給状況から、10月15日から12月末までとしておりますが、接種率の向上を図るためにも、実施期間の延長について関係機関と検討してまいります。

次に、北村山高校に対する支援策についてお答えいたします。

全国的な少子化が続く中、県内の公立高校の受験倍率は、ここ数年1倍前後で推移しています。少子化の影響は北村山高校にも例外なく及んでおり、募集定員に満たない入学者数が続いております。

地域の活性化を考えた場合、地元高校の活気は、とても重要で、高校の良さを知っていただき、高校の活気を市内に波及させるには、高校側からの情報発信や、高校生と市民の交流が大切であり、市では、これらの取り組みをさまざまな形で支援してまいりました。

情報発信につきましては、市報に北村山高校専用のページ「きた☆スタ!」を設け、編集委員の皆さんが企画、構成した記事を掲載することで、学校での取り組みやイベントなど、毎月情報発信しております。そのほかにも、そばガールズの活躍や除雪ボランティアなど、北村山高校の特色ある取り組みについても、市報を通じて市民の皆様タイムリーにお知らせいたします。

また、毎年ご協力いただいております、花笠踊り大パレードへの参加や、パレード前のボランティア清掃活動は、市民をはじめ、多くの方々との交流の機会にもなっております。市では、文化の伝承や各種イベントへの参加を促すため、北村山高等学校教育振興会事

業費補助金交付要綱を制定し、花笠踊りの法被を更新する際には、補助金を交付しながら北村山高校の活動を支援しております。

毎年、北村山高校教育振興会の会議が開かれ、その場でいろんな意見の交換をし、少しでも北村山高校が地元根差した、そういう高校を目指していくための支援を続けております。

ほかにも、市では企業懇談会が主催する企業見学会や、経営者と語る会の橋渡しも行っておりますので、今後もこれらの取り組みを継続しながら、北村山高校の魅力発信と支援に努めてまいります。

市制施行60周年記念こども議会の実施にあたっては、たくさんの方々の協力を得ての実施となりました。改めて御礼申し上げます。こども議会にあたっては、議会についての事前の指導、質問項目の検討、質問の仕方、当日の助言、振り返りなど、子どもたちは、通常の授業では学ぶことのできない体験ができたものと感じております。

一方で、実施までの準備においては、大変な労力を要したのも事実です。事前準備にあたっては、参加者に対する事前説明会、前日準備会、そしてこども議会当日の市内全小中学校の代表が一同に集まるため、各学校からは、何度も何度も、教育計画の調整や変更をしていただきました。このことも考え合わせると、60周年記念という大きなイベントであればこそ、各学校の協力が得られ、実現できたと感じております。今後は、より多くの子どもたちと膝をつき合わせて、未来について本音で語り合う場を大切にしていきたいと考えております。このような考えのもと、3月には中学3年生を対象に夢講話を実施いたします。表現力豊かで、明るい子どもの育成に向け、小中学校の教育活動に市民全体で協力していきたいと考えております。

次に、放課後児童クラブのお尋ねにお答えいたします。

来年度の放課後児童クラブの申し込み状況ですが、11月末現在、市全体で195名となっております。地区ごとに見ると、尾花沢地区については定員105名に対して117名、宮沢地区は定員20名に対して17名、常盤地区は定員20名に対して11名、福原地区は定員20名に対して27名、玉野地区は定員15名に対して23名の申し込みを受けております。昨年同様、尾花沢地区、福原地区、玉野地区において、定員を上回っており、地区ごとに受け入れ態勢を再検討する必要があります。

具体的に申し上げますと、尾花沢地区においては現段階では12名のオーバーですので、民間施設の活用を

検討してまいります。福原地区においては新たなスペースの確保にあたり再度、学校や地域との話し合いの場を設けて進めていきます。また、玉野地区においては玉野中学校の活用を前提に準備を進めていくことを考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ただ今ご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。私の質問を分かりやすくするために、議長の許可をいただいて、今回説明資料を配付させていただきます。ご参照いただきたいと思います。

それでは出席から再質問させていただきます。

まず尾花沢市防災情報ガイドについてでございますけれども、全戸配布されたということでございました。災害が起きてからいろいろ読んでみますと、この情報ガイドもいろんな点で不明瞭な点、あるいは問題点もあるなということ、私自身思いました。時間がございませんので、今市長のほうから答弁があった点、まず2点についてお伺いしたいと思います。

警戒区域等に居住している世帯に対して、防災という観点で、個別に当該情報通知を出しておりませんということでございます。防災という観点から、いわゆるその今回避難勧告をされた世帯、あるいはその人員について、実は誰も分からないというふうなことに私はなっているんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。7月に防災情報ガイドを全戸配付いたしまして、今回のガイドでは住宅地図にハザード区域を重ねて表示いたしましたハザードマップを配付したところでございます。これを用いまして警戒区域に住んでいるご本人、それから当該自主防災会の関係者の方々が、どの家が警戒区域内に住んでいらっしゃるのか、そういったことを把握していただきたいというふうに考えておるところでございます。現在のところ、各自主防災会に対しましては、対象者の名簿等については提供していないところでございますが、今後につきましては、各自主防災会と十分話し合いを用いながらですね、該当する世帯について情報共有を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

やはり今答弁ありましたように、避難勧告や避難指示が出ます。じゃあ誰をどうやって避難をさせるのか。そのことが避難をする本人も、区長さんたちも地域に情報がないということ、今申されましたね。やっぱりこれでは、せっかくこういう情報ガイドがあっても、具体的にその一人ひとりの命を救うために、その方がどうすればいいのか。やっぱりその1番大事なところが欠落をしていると思います。そういう意味で、これは個人情報というものあるかと思いますが、この命に関わる問題については、これはご本人もちろん、あなたのところが危ないんですよと、そしてその地域の区長さんたち、民生委員の皆さん、こういう方々が災害があった時はこういう方々に声をかけてくださいという、やっぱり情報開示、これは即座にやっぱり私やっていただきたいと思いますがどうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

ただ今、議員のほうからも個人情報の保護というふうなお話もございましたが、やはりこういった災害については、緊急の事態でございますので、本人からもそういった部分で話をして、了解をいただきながら、自主防災会で情報を共有できるように、今後それぞれの自主防災会の中で情報共有に向けて、市としても対応取っていききたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

このことについては本当に即座にですね、そういう対応を取っていただきたい、このように思います。

あと2点目ですけれども、避難所の開設にあたって、避難対象者への伝達方法や、避難所の環境整備について課題が出されましたというふうにあります。寺内地区でも実際に多くの方避難をされたんですが、その後、地域の代表者の皆様方と話し合いは持たれるのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。当時避難所を担当した市の職員等からは、状況について、どうであったかというふうなことを話を聞いて、把握をしておるところでございます。

すが、現時点で地元の自主防災会との話し合いは持っておらないところでございます。今後、自主防災会会長であります区長さんはじめ、役員の方と話し合いを持ちながら、課題を把握し、その改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

開設をしてから、先ほど申し上げましたように、非常に不備が福原小学校の場合は見受けられました。本当に難儀をされた、区長さんはじめ民生委員の皆さん、消防団員の皆さん、大勢の皆さんが、そして学校の教頭先生まで、昼夜を問わず避難所の開設をされて、解除するまで一睡もしないで対応されました。やっぱりそういう方々の本当の生の声をしっかりお聞きをいただいて、今後のその情報のあり方、あるいはその行動のあり方についてマニュアル化をしていく、そういうこと大事だなと思います。そこでですねやはり、その避難所というものが、実際にどういう状況になるのか。避難所を開設をする訓練をしていただきたいという、これ学校長からのお話がありました。連携して実施するという答えでございますけども、これもですね、やっぱり早急にやっていかないと。せっかく相当数の避難所、一時避難所あります。ここがどうなっているのか。やっぱり事前点検が必要だと思います。そういうふうな意味で実施訓練、特に指定避難所については計画的に、早急にやっていただきたいと思っておりますけどもいかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

やはり、災害時に対応するには、やっぱり日頃から取るべき避難行動ということ、やっぱりそれぞれの自主防災会でしっかり話し合って、災害に備えておくことが重要というふうに思っておるところでございます。そういった意味で、ただ今議員からもお話ございましたけども、自主防災会と話し合いを持ちながら、避難所開設訓練、避難訓練実施できますように、これからは行政としてしっかり後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回私資料ということで、これ尾花沢市と村山市のハザードマップ、ちょっと比較をさせていただきます

た。あまり多くは申し上げませんが、相当違います。尾花沢のハザードマップ、これいつ頃作られたのですか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

今現在ホームページのほうに掲載しております尾花沢市のハザードマップでございますが、時期的には平成27年頃に作成したハザードマップとなっているところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

おそらくですね、私は20年以上前だと思います。もうこの地図を見ますと、解体された家もありますし、この寺内の上流側にはすでに防災用の堰堤が築堤されております。すでに20年以上前のこれマップだったというふうに思います。県の情報見ますと、すでに最新版のもの出ております、尾花沢の地域について。やはりその最新版をきちんと情報提供していく、やっぱりこういうことが大事じゃないかなと思います。そしてですね、村山市の場合は、各地域ごとにその伝達方法がきちんと書いてあります。ちなみに私が取り上げましたこの地域によりますと、電話か口頭で市役所から富本地区地域まちづくり振興会会長さんのところに行きますよと。そこからいろんなところに行動あるいは電話がいきます。下のこれ、下荒敷地区ですかね、この情報班長さんは防災無線で、それぞれの家にこういった情報をすると。これ全部違います、地区によって、村山のハザードマップ。これが私は地域の皆さん方と、いろんな方々と話し合いを積み重ねて、その地域地域に合った防災のあり方、そういうものを作り上げてきたんだと、私そこが1番不足してるんじゃないかなと思います。そうした意味で、ぜひ課長からも答弁ございました、それぞれの地域の皆さん方この情報ガイドについて改めて、この冬期間でも結構です、この状況について話し合いを持っていただいて、改めるべきものは改める、そして今後の対応についてはこうするという、きめ細やかな対応ぜひ取っていただきたい、こういうふうに思います。

あと問題になっていきますのはもう1つ、防災無線が聞こえないということがよく言われます。この議会でも何回も取り上げられました。このことに対する市のほうの対応、子局の増設とかあるんですが、今の進捗状況をお訪ねいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。昨日の伊藤議員のほうへの市長答弁にもございましたが、現在防災行政無線につきましては、平成28年の3月に運用開始いたしまして、当初76カ所の子局、拡声子局を設置いたしまして、その後、昨年度と今年度で子局を6カ所増設することとしておるところでございます。それでもやっぱり十分に聞き取れないというふうなご意見いただいております。今後につきましては、屋内でも明瞭に聞き取れるようにということで、各世帯に設置します別の受信機を、必要度の高い世帯から段階的に導入してまいりたいというふうなことで、来年度からそういった段階的な導入を進めるという方向で、検討しております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

時間がないのでこれ以上申し上げませんが、やはりそういった聞こえない地域、実は本町でもいっぱいあるそうです。300m離れるとそこの地域は聞こえない。だから距離があるから聞こえないんじゃないかと、やっぱり今の防災システムそのものが、その音響が、お互いが共鳴し合って聞こえない。そういった聞こえない場所たくさんあります。村山市ではこの防災無線テレホンサービスシールということで、これ電話の近くに貼ってくださいということで、この防災ガイドと一緒に配付をしたそうです。電話の近くにありません、じゃあここに電話してこれが聞き取れると。本市でもそういう対策はあるんですが、もう1つ突っ込んで言えば、こういうシールも電話の近くに貼っていただきたい。これすぐできる対応だと思いますので、こういったこともぜひ取り組んでいただきたい、このようお願い申し上げます。やはり一刻一秒を争う、この大事なやっぱり市民の財産、命を守るために、なお一層のご努力お願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。鳥獣被害対策についてでございます。先ほどから前回でも、昨日も伊藤議員からありました。寺内地区において、7月にサルの捕獲用の、本市でも初めて大型捕獲檻を設置いたしました。その成果についてお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

今年度初めてサルの大型捕獲檻等、寺内地区の皆様のご協力をいただきながら設置させていただきました。捕獲頭数についてはちょっとここでは申し上げませんが、3度にわたり捕獲させていただきました、個体調整を図ったところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

3ヵ月ほどですか、最初に設置をした時に業者の方は、こんなに餌が多い、いっぱい、スイカなんかあるところで、入るわけがないと。入るんであれば、餌がなくなった11月か春だというふうに申されておりました。見事にその心配を覆して、たくさんの、頭数は言えないということでしたけども、それなりの効果がありました。これは檻が良かったのではなくて、檻の設置もありますけども、それに協力をされた、やはり地域の皆さん方、毎週火曜日餌替えをして、そして巡回しながら、そして餌の提供、いろんな方からさまざまなものをいただいて、そして寺内のおいしいものを提供した。捕獲ができたんだと、私はそういう総括をしっかりとっていただきたいというふうに思います。やっぱり地域の協力が必要なんです。さらにですね、寺内地区ではエアガン、当たると痛いんです。50mぐらい飛びます。このエアガンを有志20名ほどが自ら購入をしまして、独自のサル追い隊を結成をして活動しております。そして西原地区では鳥獣対策として、全集落をあげてのカカシ大作戦、これをやられました。いずれも、これまでにないユニークな取り組みだというふうに思います。これらについてもどんなふうにお考えでしょうか。農林課長。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

地域が一丸となってサル対策を行っていただいている、尾花沢では先進的な地域だというふうに認識してございます。特にサルにつきましては、エアガンとか、追い払い用の花火は市内全域に配付させていただいておりますけれども、花火だけではサルは逃げないというふうなことだそうでございますので、花火はサルが来たということを知らせる合図だということで、その合図をもとに集落の人が出てきていただいて追い払い、さらには山に追い返す活動が重要だと認識しておりますので、ぜひ寺内地区での取り組み、エアガンを使った取り組みとか、カカシによる取り組みというふうな

ものも、ぜひほかの地域に広がるように、我々も機会をとらえましてPRさせていただきたいと思っております。引き続きよろしくご協力をお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

その効果についても、ぜひお話を聞いていただきながら、さらなる輪を広げていただきたいと思います。ただですね、やっぱり個体調整をしても、昨日の朝大変天気の良いところ私、寺内集落を過ぎた左側にある3本の柿の木がありました。今年は大豊作です、柿の木そこにサルが大群をなして、枝を折りながら食べておりました。個体調整も必要なんですけども、私一番大事なのは、そういうサルの餌場になっている、そういう柿の木や、あるいは栗の木や胡桃や、あるいはそのスイカの残渣、それを餌場を作らないと、これが一番大事だなと思っております。そして先ほどありました県の事業についても、私が受けた報告と若干食い違っておりますけども、やはりそういった制度を使って、やはり地域ぐるみの対策をとっていくと、これは非常に大事だと思います。今の2点について、市長のご答弁よろしくをお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

餌場をどうやってなくしていくかと、もちろん柿の消費者が大事に育てているのだとは思いますが、収穫しない柿はやはり撤去していただきたい。それを市のほうでも、伐採するには、それなりの支援はしていかなきゃならないのかなというふうに思います。そのほかについてもですね、餌場をどうやって減らしていくかと。里に下りて来てだめなんだということを周知させていかないと、サルはなんだかんだまた民家のほうへ近づいてきます。それを防ぐ手立てをこれからもとっていききたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今市長からも同じ認識である。餌場を残さないための支援策も考えていきたいということでございます。ぜひ来年度の予算につきましても、もう1歩進んだこの鳥獣対策の基本的なその取り組みとして、餌場を作らない取り組みをぜひ予算計上していただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

次にインフルエンザの予防接種について質問させていただきます。

このインフルエンザ予防接種については、多くの自治体が経済的な援助をするというのがございます。これもですね、私が作りました資料、なぜ子どもが、インフルエンザ予防接種を受けないのかという、この理由を調査をした、これはベビカム株式会社という東京のそういった乳幼児を扱っている会社でございまして。この理由を見ますと、予防接種をしても効果がないから、ワクチンへの副作用が心配だから、子どもがインフルエンザにかからないと思うから、あるいは手洗い、うがいなどの予防で十分だと思う、子どもが嫌がるから、こういう理由で接種をされてない方が調査ではあります。この費用がかかるからというのも確かに22%おりますけども、それ以外、いわゆるそのインフルエンザ予防接種に対する誤った認識、誤解、そういったものが接種率をなかなか上げてない要因ではないかというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

ここの表にありますとおり、予防接種を受けない理由ということで、本市の実態についてはそういったことで調べた経緯がございませんので、必ずしも当てはまるか分かりませんが、少なからず、こういった理由で受けない保護者がいらっしゃるのかなと感じているところでございます。ただインフルエンザの予防接種につきましては、100%予防することはできませんけれども、先ほど市長の答弁にありまして、発症を一定程度予防いたしまして、発症後の重症化を予防するという効果も報告されておりますので、やはりそういった不安、皆さんの不安を払拭いたしまして、予防接種に対する理解を深めていく必要があるのかなと感じたところです。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

集団に関しまして1番困るのは保育所であり、学校、小、中学校のやっぱり学校運営に関わってくるというふうに思います。健康増進課でもさまざま周知をされているということでございますけども、ぜひやっぱり保育園や小、中学校の現場でもそういった正しい予防接種の知識、こういったことを、いろんな保護者会やら、あるいはPTAの会議などでも情報伝達をしていただいて、そしてインフルエンザにかからない、そう



いった予防を一緒にやっていただきたいと、このよう  
にお願いしたいと思います。

そしてですね、答弁の中にありました予防接種期間、  
12月末日から1月末まで延ばしたいという、これも私  
有効な方法だと思います。これもぜひ実施をしていた  
だきたいと思います。そして今尾花沢の助成金1,900  
円です。ほかの自治体見ますと2,000円が多いんです。  
なんで1,900円なのか私分かりませんが、来年度の予  
算要求の際にスカッとこう2,000円ということで、助  
成をしていただきたいと、これは市長にお願いした  
いというふうに思います。

時間がございませんので、次の質問に移ります。

県立高校であります北村山高校に対する支援でござ  
います。市長の答弁にもございました。実は定数割れ  
が相当ございます。地元の高校の入学者が少ないとい  
うことで、非常に校長先生も困っていらしゃいました。  
遊佐高校というところあるんですが、これはインター  
ネットで見させていただきますと、遊佐高校では、例えば  
制服や運動着の購入費用として7万円助成すると、い  
ろんなこの遊佐町が自治体と一緒に、学校支援  
をしています。その結果、先ほどありました、いわ  
ゆる入学志願倍率がほぼ1倍の横ばいというふうな状  
況でございます。やはり地元の高校をしっかりと地元  
の自治体が応援していく、そのことによって、この地  
元に定着をしていく、あるいは定住をしていく、そう  
いうことには私はつながるんじゃないかなと思います。  
私はたまたまその、そばガールズの担当ということで、  
校長先生と担当の先生とお会いをいたしました。いろ  
んなスイーツやそば料理、展開されております。今ま  
で県の補助金のことであって頑張ってきたんですが、  
運営資金に少し困ってきているというふうな情報がご  
ざいました。そしてその活躍の場として、例えば、こ  
れは相談の上だと思うんですが、さらにはこのスイカ  
を利用したようなスイーツやら、そういう商品開発に  
ついて、ご協力をしていただけるんじゃないかなと  
いう話をしてまいりました。そうした意味で補助金と  
いうか、そういう研究開発費のようなものを検証して  
いただきたいということでございますけども、市長い  
かがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

先ほど申し上げました、北村山高等学校教育振興会  
というのは、北村山高校ができて以来、尾花沢市、大  
石田町、この1市1町でしっかりと支えていこうと、

言うまでもなく、歴史的なことがございます。尾花沢  
高校と大石田高校を統合して、そしてできあがった県  
内初の統合校でございました。ですからその中で、し  
っかりと学校を支えるための振興会を作っていき、そ  
して振興会に毎年いくらかという金額を学校側に支援  
していこうということで、ずっと続けております。そ  
んな中、昨今、そばガールズが非常にこう話題性出て  
きております。尾花沢のそばを使って、ないしは大石田  
のそばを使って、それでいろんなものを作り上げてく  
れておりますけども、例えばここにポケットティッシ  
ュのケースございますけども、これもそば染めでござ  
います。そのほかにもいろいろなものがあって、私も  
使わせていただいておりますけれども、非常に心のこ  
もった形の作品ができあがっております。今年は残念  
ながら、まるだしまつりの際に、その発表の場を失っ  
てしまいました。本来ならば、まるだしまつりでも来  
て、そして多くの作品を展示していただいているとい  
うことがございます。

今後考えたときに、どういう形で支援していけばい  
いのかなと。もちろん遊佐高校の事例をここにあげて  
いただきました。生徒数が定員40名という中で、そし  
て尾花沢よりも、北村山高校よりもさらに深刻な状況  
になっております。だからこそ町でも、それなりの思  
い切った方策をとっているものだと理解いたします。  
地元高校の生徒たちが少なくなっていくということは、  
市にとっても大きなダメージです。例えば、いろん  
な行事関係に北村山高校の生徒たちが、本当に一生懸命  
参加してくれております。その参加を私たちは大事に  
していかなくちやいけないし、今後とも続けてもら  
うための支援策は、しっかりと取っていかなくちゃなら  
ないというふうに思っております。振興会のほうでもま  
た話題にしてですね、今後とも学校、そして生徒さん  
側とも話をした上でやっていきたいというふうに考え  
ます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ありがとうございます。高校生のレストランなんか  
も随分賑わっているという話も聞きますので、そう  
いった方向からも含めて、北村山高校の支援について  
よろしくお願ひしたいと思います。

こども議会でございますけども、昨日の答弁で市長  
のほうから、新たにその子どもたちの議会や、ある  
いは地域から出されたものを、具体化するための特別  
な予算枠を置くという話ございました。ぜひそういう形

で進めていただきたいと思います。

最後に放課後児童クラブですけれども、こちらについて、だいぶ見通しがついてきたということで、本当に職員のご努力、私感謝をいたしております。特に福原小学校について、何か、どういう状況かお知らせをいただきます。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。福原小学校区の放課後児童クラブの状況ですけれども、先ほど市長からも答弁ありましたように、11月末で20名に対して27名、実は昨日の時点でまた新たに3名増えて、今10名オーバーしているというふうな状況です。これまでも、例えばその場所についてというふうなことで、地域の方にご相談したり、学校にもスペースの確保というふうな点で、ご相談を行ったところです。先日夕方ですけれども、再度学校のほうにお邪魔しまして、校長先生、教頭先生とお話をさせていただき、図書館、図書室のあのスペースというところで、具体的な話を昨日させていただきました。前向きに検討してくださるというふうなことで、今後も協議を進めたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

放課後児童クラブについては、定員オーバーになってから3年になります。窓口で利用できない方々から、大変な苦情をいただいている光景を何度も見ました。そして5年生になると、放課後児童クラブが利用できないので、会社を辞めたお母さんも何名か知っております。やはりこの放課後児童クラブ、子育て支援としては、環境づくりということで、非常に大事なことだと、私何回もこの議会で取り上げてまいりました。市長も先頭に立って、来年度から何とか6年生までのその入所のできる可能性が見えてきたということでございます。私はその職員の皆さん方があきらめることなく、とにかくこの地域の子どもたちを大事にしていきたいというその一念がそうやって通じて、来年度の春の光が見えてきたんじゃないかなと、私はその職員の皆さんに対して敬意を表したいというふうに思います。本当にご苦勞様でございます。こうしたことがこれから新年度予算編成、あるいは第7次総合振興計画、こういったものをこれから職員の皆さん、地域の皆さんと一緒に作り上げていかなきゃなりません。そ

うした意味でも、今回の福祉課の職員の皆さん方がとっていただいた、そういう粘り強い地域の皆さんとの話し合いの中から答えが出る、このことを証明いただきました。このことを実例として、これからの予算編成、第7次総合振興計画の策定、ぜひそれを先例として、予算がない、前例がない、ほかの自治体ではやってない、星川薫議員からも昨日ありました。そのとおりだと思います。そのことをその計画策定をとおしながら、ぜひ職員の皆さんにもその意識をぜひ持っていただけるように、市長を先頭にして、これからの行政の皆さんにとっての市政のあり方について、ぜひお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

次に4番 安井一義議員の発言を許します。安井議員。

[4番 安井一義 議員 登壇]

◎4番(安井一義議員)

おはようございます。通告にしたがい質問させていただきます。

まずはじめに、除雪計画及び対応についてお伺いします。

本年度より雪対策助成として、除雪と排雪が一緒での発注となっておりますというふうに伺っております。そのことについて、2項目について、お伺いいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

1項目として、区長との事前打ち合わせ、地区内での雪押し場等の確保等、地区の協力ができないというところがあるかと思っておりますので、できるだけ市の所有地を利用すべきというふうには考えるのですけれども、十分に確保できていない、というか、できないというふうに思っております。現状はどうなっているのかをお伺いします。

2項目目として、除排雪で想定される問題、そして来春開園予定の認定こども園の北東部の道路、9月の一般質問でもさせていただきましたが、側溝等の蓋がなく、雪が路肩に押されると非常に道路幅が分からずに、車の立ち往生があるというような箇所があるということで、非常に危険が潜んでいるところがあるということで、実際に降らないと分からないというところもあるんですけれども、そういった降る前に、すでにもう危険であるというところを確認されているのかどうか。側溝の蓋等、整備されていないところも、ちゃんと確認ができていて、対応を考えているのかという

ところをお伺いしたいと思います。

次に2番目として、消防ポンプの更新計画及び実施状況についてお尋ねします。

消防ポンプ設備の更新について、以下の4項目についてお尋ねします。

1項目目、消防用ポンプ設備の更新について、計画どおりの実施状況となっているのかお答え願います。

毎年更新ということで交付式が行われており、順次出されておるようですが、その進捗状況、また更新の達成率等、分かれば数字等でお答えをお願いいたします。

2項目目として、ポンプの保管場所、ポンプ小屋、通常ポンプ小屋というところではありますが、更新も必要であるというふうに、経年経っているところもあるかと思っておりますので、その建て替え等の更新の計画もあるかと思っております。現在自分がいる上町地区の消防ポンプ小屋については、小型ポンプで台車に乗ったものが入っており、車が入るようなスペースには全然なっていないという状況になっておりますので、建て替えの時にはぜひ大きいものに、軽トラが入るプラスその他消防機器機材が入れられるようなサイズのものというふうにお伺いしたいというふうに思っているところです。その辺のところの更新についての進捗状況と、あと今後の計画についてお答えいただきたいと思っております。

3項目目としては、近年は先ほどの2番とダブるんですけれども、軽トラックを所有している人が減っていて、小型ポンプ、台車から降ろして軽トラに積み変えていかないといけないということで、非常に人数も4人いないと迅速な作業はできないということがあって、そこで人はいるんですが車がない、または車があっても人がいないという場合もあるんですけれども、ポンプごとに車があれば、消防団3名で出動ができるのではないかとということで、消防団のほうに支給または軽トラックのほう貸与できないかとということで、お伺いします。

4項目目として、消火栓の管理対応についてですけれども、尾花沢の雪の多さには、常に対応していかないといけないというところで、雪対策を講じられて、常に使える状態での管理ということが保守されているかと思っておりますが、ホース等の格納箱は保管場所がまちまちのようで、消火栓に対する備品の保管管理については基準はあるのかお聞きしたいと思います。

3番目として、徳良湖周辺整備状況についてお伺いします。

徳良湖及び周辺施設の整備について、2項目お尋ねします。

1項目目として、オートキャンプ場、花笠の湯、わんぱく広場、レストラン徳良湖など、既存施設の維持管理は十分にされているというふうに認識しております。指定管理等で非常に厳しい中、運営させていただいていると思います。しかし観光資源として、徳良湖周辺を掘り起こすという意味では、徳良湖周辺整備マスタープランの早急な実施が必要であるというふうに思いますので、このマスタープランの進捗状況について、計画どおりか、また経過途中の整備状況など、現在市民に分かりやすく伝える必要があるかと思っております。

2項目目として、訪れる方々に風光明媚な徳良湖を常に堪能していただきたいと考えております。しかし徳良池ということで、点検をするために水位を、貯め池の管理上、水位を下げて点検をするということがあり、水が抜かれている時期があり、その時期には非常に景観が良くないというふうに私は感じております。できるだけ短い期間で点検が終わるような方法がないのかということで、または水を抜かなくても点検可能な方法があるのではないかとということで、対応のほうを検討していただけると、いただけないかということでお伺いします。

また周辺のアクセス道路、路肩の草刈りなど、徳良湖池までの、徳良湖までの道路の整備ということで、必要というふうに考えております。実際にその植樹などされており、木が管理されているようですが、非常に手が入っていないのではないかとというふうな外観のところもありますので、その辺のところの整備の計画等お答えいただきたいと思っております。

次に4番目、農産物の産地化ということでお伺いします。

尾花沢市は米どころであり、夏スイカ、黒毛和牛など数多くの特産品に恵まれております。これも産地化ということでの、市ならびに農家さんの努力が実ってきている中での成果だというふうに思います。そこで現在、その水田活用の直接支払交付金ということで、作物によって金額に差があるということで、産地化についての優先度の順位なのかなということを感じたところです。この辺のところについて、どのように対応、検討されているのかをお答えいただきたいと思っております。

次に5番目として、図書館の利用サービス向上についてということで、現在図書館に私物のカバンを持ち込むことができません。ロッカーに預けていただきますというふうな表示になっております。図書館の中で

調べものや勉強したいという時に、教科書や自分が持っている書籍等の確認等、必要なところもあるので、非常に不便なところがあるかと思えます。カバンの持ち込みを可能にできないかということで、ご検討、対応のほうのご回答をよろしくお願ひします。

また図書館に併設されている、えほんの杜、1年とおして市民が憩える設備として活用できないかということでお尋ねします。

現在、冬期間はソガキがされており、雪の下になるということで、何かしら冬でもできるような、遊べるようなということで、施設として方向が出せないかなということで、何かあれば、「こんなことを」と言うことでのご回答をよろしくお願ひいたします。

以上で、質問席より質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

安井議員からは大きく5項目についての質問をいただきました。順次答弁させていただきます。

はじめに、雪押し場の確保についてお答えいたします。

道路除雪のための雪押し場については、各地区の区長さんや除排雪請負業者を通じ、地区住民のご理解とご協力をいただいております。しかし、先の塩原議員の質問の際にも答弁しているとおり、本町地区を中心に雪押し場の確保が難しくなっているところもあり、雪押し場確保のための新たな制度を導入していく必要があると考えております。また、市有地を雪押し場として利用すべきとのご提言ですが、旧市営住宅跡地や公園など、市内各地にある市有地で雪押し場として利用できる場所はすでに利用しており、運搬排雪作業を極力抑えることにより、除排雪経費の軽減にも努めております。

次に、側溝蓋が未設置箇所の安全対策についてですが、まず来春開園を迎える認定こども園の北東部に位置する市道Ⅲ-58号線については、道路幅員が狭く、既設の現場打ち側溝も老朽化しており、側溝整備の必要性が高いと考えておりますので、今後、他の側溝整備予定箇所と調整しながら整備を図ってまいります。

今冬の安全対策については、路肩部のスノーポールを増設して、安全対策を実施してまいります。また、ほかの地区において、側溝蓋が未設置箇所については、

多くの地区から整備の要望があり、今後、交通量の状況や道路幅員、既設側溝の状況などを踏まえ、優先度の高い箇所から順次整備を図ってまいります。

次に、消防用ポンプ設備の更新についてお答えいたします。

小型動力ポンプの更新につきましては、年次計画に基づき毎年2台ずつ更新しており、配備から経過年数の長いポンプ、または点検や訓練等で不備が確認され、修理不可能なポンプを選定して更新しております。自動車ポンプ、小型動力ポンプ付積載車についても、車両の老朽度を勘案し、計画的に更新しております。また、消防施設の警鐘台は、老朽化が進んでいることから、地区からの要望等により順次撤去している状況です。

次に、ポンプ格納庫の更新と軽トラックを全分団部に配備することについてですが、尾花沢市では平成28年4月1日より、消防団再編成に取り組んでおり、再編に伴い統合した分団部の格納庫を優先的に更新しているほか、老朽化の進んでいる格納庫についても順次更新しております。

軽トラックや小型動力ポンプ付積載車を全分団部に配備することは理想的ですが、車両導入に伴う莫大な費用、車検、定期点検等のランニングコストを考えた場合、本市の財政力を勘案すると非常に厳しいと考えております。

また、消防団再編成に伴い、消防団の出動区分の見直しを図ったことで、以前のように全ての地区の火災に出動するのではなく、小型ポンプの部においては、自分の集落と隣接する集落に限って出動することに変更しております。消防本部としては、現在の消防団再編成を令和5年度までに完結させ、その時点でさらに消防団員の減少等に伴い、部の存続が困難と見込まれる場合には、さらに再編成を実施し、部を統合するとともに、各分団に軽積載車を数台増強する考えです。その際、軽積載車を配備する分団部については、車両が収納できる格納庫を建築する予定です。

消火栓に関する備品の保管についてのお尋ねですが、ホース格納庫の設置と備品内容に関する基準等はありません。消火栓の備品については、ホース格納箱の中に消火栓ハンドル1本、管鎗1本、消防用ホース1本ないし2本を収納しております。また、ホース格納箱の設置については、地権者の了承を得て、消火栓付近の建物、または地区で設置いただいている消火栓の雪囲いに直接取り付けられているところもあり、地域の実情に合わせて設置させていただいております。

次に、徳良湖周辺の整備状況についてお答えします。

徳良湖周辺につきましては、徳良湖温泉花笠の湯、オートキャンプ場、グラウンドゴルフ場、こども広場など、あらゆる世代の方々を楽しめる要素が多数あり、また、最近では、ヨットやカヌーを楽しむ方も増加傾向にあり、徳良湖の魅力はますます高まっております。

さて、観光資源の掘り起こしについてのご提言ですが、徳良湖の魅力をブラッシュアップし、本市の魅力として市内外に発信することは大変重要なことと考えています。平成30年3月に市民の意見も取り入れながら策定しました、徳良湖周辺整備マスタープランは、まさにそのような考えに基づき策定したものです。当該プランにも明記しておりますが、徳良湖の魅力は、何と言っても清らかな湖水と湖面を取り囲む豊かな自然環境であり、市民憩いの場にとどまらず、県内外に誇れるかけがえのない財産であると捉えております。整備にあたっては、四季折々の自然環境と、訪れる方々に安らぎを与えるよう配慮して進めていく必要があると考えております。

さて、進捗状況についてであります。当該プランに掲載のとおり、計画期間の10年間で早期、中期、長期に分類し、早期に位置付けられた事業から順次、取り組んでおります。昨年度は、花笠グラウンドのバックネット改修工事のほか、水環境の保全を目的とした、徳良湖西公衆トイレの改修工事を実施し、今年度は、レストラン徳良湖前の市道拡幅工事と、破損したローラーすべり台に代わる新たなすべり台の設置に着手しております。いずれも当該プランの早期に位置付けられたものですが、ローラーすべり台のように、自然災害により被害を受けた施設については、計画を前倒しするなど、緊急度、優先度を考慮しながら整備に取り組んでおります。

徳良湖周辺におけるこれらの事業については、4月の市報において、新年度の主な事業としてお知らせしておりますが、今後もさまざまな機会を捉えて市民に周知を図り、徳良湖築堤100周年に向け、環境整備に取り組んでまいります。

次に、徳良湖の堤体点検に関するお尋ねについてお答えいたします。

徳良湖は、農地を潤すかんがい用水を溜めるため池です。ため池の通常の管理としては、非かんがい期に堤体内の水を空にして堤体を乾かし、斜樋や底樋の取水施設を点検、整備して、翌年のかんがい期に備えることになっています。

一方で、徳良湖は1年を通じて市民や観光客で賑わ

う憩いの場や観光スポットとして親しまれています。さらに、冬期間は流雪溝用水の貴重な水がめとして活用される本市の重要な施設です。

徳良湖を管理する村山北部土地改良区では、農業用ため池以外の利活用にも理解を示しており、本来、池を空にして毎年実施することになっている底樋の塗装整備などは、3年に一度行うことにしています。その際は、通常より水位が下がることとなりますが、維持管理作業が終われば貯水することとしており、白鳥の飛来にも影響がでないよう配慮いただいております。それ以外の年は斜樋の塗装などの簡易な維持管理作業とし、湖面は極端に減少することはありません。

ゲリラ豪雨や大規模な地震で、ため池が決壊した全国の事案を受け、平成29年度に耐震性の点検が実施されたところ、東日本大震災や熊本地震などレベル2の地震が当該地で発生した場合、堤体滑りによる決壊の危険性が高いとの判定が出されました。来年度は新たな解析手法による耐震調査を行い、堤体補強工事を実施する計画となっております。その際には長期にわたり水がない状態が続くことも想定されますが、徳良湖築堤100周年を控えていることや、市民にとって憩いの場になっていることから、山形県及び土地改良区等の関係機関に対して、工法については十分配慮されるように要望しております。

次に、周辺アクセス道路の管理についてですが、市道の草刈り作業は、市内全域の幹線道路や交差点周辺などを中心に、基本的には初夏と秋口の年2回、除雪ロータリに取り付けた機械による草刈り作業と、ガードレールの周辺など機械作業が困難な場所については、草刈り機による人力の草刈り作業を実施し、安全な道路交通の確保を図っております。徳良湖周辺のアクセス道路は、観光地のため交通量が多いことから、景觀に配慮した草刈り作業を実施しております。

次に、水田活用の直接支払交付金についてお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金とは、水田で作物を生産する農業者に対して交付金を交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率、自給力の向上を図るもので、交付金の内容は大きく2つに分かれています。

1つは戦略作物助成で、麦、大豆、飼料作物、ホールクroppサイレージ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米に対して、国が単価を設定して取り組み、面積または収量に応じて交付金が支払われるものです。

2つ目は産地交付金で、地域の作物振興の設計図と

なる、水田フル活用ビジョンに基づき、高付加価値や低コスト化、地域の特色ある魅力的な産品の産地形成を図るもので、地域の裁量により活用可能な交付金となっており、二毛作や耕畜連携も含め、産地づくりに向けた取り組みを支援しています。ただし、中には、国や県が単価を設定している作物の輸出用米や、そば等もあります。市が設定する産地交付金の単価については、産地化に向けた優先度を基準にしていますが、取り組みの難易度等も加味し、主食用米生産時の所得と比較して設定しています。例えば、地域戦略作物としてスイカ、産地化作物としてアスパラ、きゅうり、トマトなどがございます。今年度は地産地消となる契約栽培品目として、なす、だいこん、青菜を追加したところです。

なお、市農業再生協議会において、取り組み面積や単収等の状況に応じて、毎年、対象作物や単価設定などの支援内容を見直しております。

図書館の利用サービス向上については、教育委員会より答弁いただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

図書館利用サービス向上についてお答えいたします。

現在、図書館をご利用される皆様に対しては、カバンをロッカー又はカウンターに預けいただくようお願いしております。利用者の中には、調べ物や勉強のため、カバンを持ち込みたい利用者もいらっしゃいますので、そのような方からは、カウンターへその旨をお伝えいただき、持ち込みを許可しておりますので、盗難防止の視点から引き続き、カバン等の持ち込みは原則禁止とさせていただきたいと考えております。

えほんの杜についてですが、えほんの杜は、尾花沢市出身の絵本作家、戸田幸四郎さんがデザインした絵本から飛び出した大きな虫たちのオブジェが緑の芝生の上に並び、子どもたちが自由に登ったりして遊ぶことができる公園です。春から秋にかけては、多くの子どもたちや親子連れが遊んでいる光景をよく見かけます。この様な特色ある公園ですので環境整備に努め、市民の憩いの場として提供してまいりたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ご答弁ありがとうございました。再質問ということ

で、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

除雪計画及び対応についてということで、非常に市道の距離のある中での管理ということで、1,100カ所の市内での雪押し場の確保があるということで、あと使える市の広場については、十分活用しているというご回答でしたので、以後継続して、経費削減のためにもよろしくお願したいと思います。

その中で、昨日の質問の際にもありましたが、雪押し場の確保ということで、農地もあり宅地もあり、非常にその金額に差があるようなご回答があったと思います。しかしその雪ということを考えれば、その間は使っていない、空いているところに雪を置かせてもらうと、春には排雪、もしくはシーズン半ばでも、どうしても多くて雪が置けないという時には排雪ということで、作業されている中で、なんか使うということでの考えではないかと思っておりますので、借り上げを検討をされればいいのかなどというふうに私は提案したいと思います。

農地は農地で固定資産税が安い、宅地は宅地で固定資産税が高いということで、借りたものに対して払う金額はそこを持っている地権者の方が、それぞれに支払いになるわけですので、宅地でなくて農地の人はその分手残が多いというようなイメージになるのかなというふうに私は感じております。ただその面積、どれぐらいの面積で、どれぐらいというところが、全然前例がありませんので、その辺のところは今後検討課題になるかと思っておりますけれども、新たな制度を導入するというので、借り上げということについて、市はどうお考えになりますか。回答よろしくお願いたします。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

お答えいたします。先ほど市長が答弁したとおり、雪押し場の確保が難しくなっている現状があって、それを確保するために、新たな制度を設けたいというふうなことで今進めておるところでございますが、具体的にはどうするということまでまだいってない段階でございます。昨日も答弁しておりますが、各地域では雪押し場提供者に対しまして、いくらかの謝礼として払っておるところというふうに聞いてございます。その謝礼金については、各地域でまちまちのようでございます。その辺のところ今、安井議員からは一定程度の、面積は別にして、一定の料金でいいのではという提案だと思います。その辺も十分に今後検討しながら

ら、どういった方法が良いか、地域の区長さん方とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

前向きな検討していただけるという回答かと思いますので、よろしく願います。

1つ昨日回答の中で、固定資産税の減免ということでの話が出ていたかと思いますので、その農地と宅地での固定資産税の差があるということがあって、それだと宅地の人は有利だけれど、農地の人は金額が少ないというところが、市長の話にありましたので、そういうことではなく、1カ所という箇所ではなく、1,100という数で見ましたけれども、やはり面積等もあるので、その辺のところはあの1カ所ということのほかにも、その面積等の広さも、もしくはそのもうここしかないというようなところでのご検討をいただければというふうに思います。

次に、側溝の整備がされていないということで、非常に危ないのではないかとということについては、整備をしながら、なおかつ整備できないところについては、安全対策ということで、そのポールを設置してということで、対応されているということで、非常に対応ができていくというふうに思いますが、まだ危険だということの箇所について、全部回りきれているわけではないと思いますので、今後もパトロール等十分活用していただいて、安全に努めていただきたいというふうに思います。

では次にポンプのほうで、消防ポンプ更新計画及び実施状況についてということで、順次計画通りに進んでいるということで、そのほかに経年劣化でのポンプの更新のほかにも、不備があって修理不可のところのものについては、順次交換されているということで、非常に安心したところであります。この中で、老朽化が進んでいるということでの、地区からの要望等があるということがあるんですけれども、積極的に聞き取りとかはされているのかなということをお聞きします。よろしく願います。

◎議長(大類好彦議員)

消防署長。

◎消防署長(折原幸二君)

安井議員にお答えをいたします。ポンプ、小型ポンプ、自動車ポンプの性能不具合についてですけれども、毎年ポンプに関しましては、小型ポンプ、自動車ポン

プ関わらず、性能試験というのを実施しております。消防本部でしている試験になりますけれども、それはポンプの性能を基準内で出されているか、不具合はないかということを毎年実施しております。その中で、不具合があったものに関しては、修理ならびに更新についても考えていくということで進めております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ポンプということで今、回答いただきましたけれども、警鐘台、あとはそのポンプ格納庫についても、地区からの要望があるかどうかを、その性能検査の時にでも、どんな状況なんだということで一言、聞いていただければというふうに思いますので、安心できる消防活動ということで、ぜひお願いしたいと思います。

次に格納庫についてですけれども、軽トラックが入る、軽自動車が入るサイズにということでの回答がありました。格納庫についての規格等はあるのか、お答えいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

消防署長。

◎消防署長(折原幸二君)

お答えをいたします。収納する小型ポンプないし自動車ポンプ、積載車、軽積載車、そのサイズに合わせてポンプ小屋のほうは建築しております。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

では規格ということではなくて、その収納されるものについて、整備するというところでよろしかったでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

消防署長。

◎消防署長(折原幸二君)

お答えをいたします。小型ポンプと自動車ポンプ、ならびに軽積載車、その配置してある部によって、小型ポンプについては同じ規格で、軽積載車についてはまた同じ規格ということで、自動車については、場所に、その位置によっても違うんですけれども、やや自動車についても入る、十分に余裕のあるスペースを取った形で、その場所に合わせて建築をしております。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。ではその収納されるものについての入るもの、入るサイズで、今後更新されることは、考えられるものについては、それが入ることでのご回答で、という認識にさせていただきました。

次に、消防団員の減少に伴い、再編を実施しているということですが、実際にその団員を減らすというようなことは、今までにあったのか、ちょっと、実際の隊員の減少している中で、満たしていないというところ等があるかどうかお聞きします。

◎議長(大類好彦議員)

消防長。

◎消防長(柴田誠也君)

ではお答えいたします。現在の消防団員の人数でありますけども、条例定数が750名であります。11月1日現在で622名というふうになっておまして、100名以上の減少というふうになってございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。定数に対して足りていないということで、人間的なところの不安はあるんですが、実働を考えると、その中で実際にサラリーマンの方とか、あとは仕事の関係でということでの現実を考えると、残っている方でやっていただくということになるかと思っておりますので、その622名の方に頑張ってくださいというようなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。昔と言ひますか、先ほどの除雪ということ、非常に冬期間の火災ということが考えられるわけですが、冬期間の除雪等も非常に良くなりましたので、以前は車が入れないというようなところがあつて、ソリ等の常備があつて、なんて言ひますかその、ポンプがいち早く着くためには、車でなくてソリという、昔話にはなりますけども、そういうのもあつた時代があります。今は除雪等の整備もされており、やっぱり車での移動ということで、小型ポンプ可搬ということからは、ぜひ自動車への更新ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に徳良湖周辺ということで、元々はため池ということで、決壊の危険があり、定期の点検が必要だということでもありますので、観光資源として見る、ほかの元々の機能ということでもありますので、そのところは、できるだけ短い期間でということ、湖面がいつも水が満々と満たされているというような状況を、い

つ来ても見れるというような状況が私はいいかないと思ひますので、ぜひそのところは、工法について十分検討していただいて、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目の、農産物の産地化についてですが、農業者人口が減少しているということの中で、今回行政調査行つたところの産直のところでは、登録人数が開設当時から1,200名の登録があつてということで、現在もその人数がいます。その中身としては、高齢で辞めると言つた時に、じゃあ次は息子たちにとつていうふうな、リレーができているところがあるということが、非常に感じられました。やっぱりもうやめて、もうできないと、いうところではなくて、やめるんだけど俺の後継だよというような形でリレーができていられる。元々農業されている方ではない、されている方ではない方が就農という形で、再度その登録をされているということで、人数が減っていないというようなご説明がありました。そういうことから、産地化、尾花沢のスイカ、そば等について、今後も大規模ということではない農業についても、中小の農家についても、手厚い支援ということでの国の施策等があつて、金額的にはそれぞれの作物でいうところではあるんですが、十分に手当をしていただければというふうに思ひます。

あと図書館の利用サービス向上についてということで、カバンの持ち込みができないということの変更は、今後も持ち込み禁止を原則としますということのご回答で、他地区での、持ち込みできるというところは、たぶんシステムが違つて、その盗難防止というところが、バッグを持って行つても、その出る時にセンサーがあつてそういうことができないというようなところの対応ができていんじゃないかと思ひますので、現在使われている今の仕組みの中では、難しいということがあるので、カバンを持って行く時には、カウンターで1度申請をしてということでの可能な方法があるということですので、これについては、今後更新の時には、そういったカバンを持って行つてもできるようなシステム、仕組みを検討していただきたいというふうに思ひます。

あと、えほんの杜の通年とおしてということで、今やっぱりソガキがされていますが、雪遊びができるような、その親雪、雪に親しむ、あとはその遊雪、雪に遊ぶというようなコンセプトも必要かなというふうに思ひます。小さいお子さんたちが、えほんの杜ということで、虫たちも冬の間は冬眠してらんだよというイメ



ージはあるんですけども、そんなところも含めて、雪はもっと利用価値があるんだというような、利雪というところも、子どもたちに見せていければなというふうに思いますので、ぜひなんらかの、冬期間での利用の活用ができるような方法もご検討いただきたいというふうに思います。

以上で、私の自席からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に1番 菅野修一議員の発言を許します。菅野議員。

[1番 菅野修一 議員 登壇]

◎1番(菅野修一議員)

12月定例会にあたり先の通告にしたがいまして、一般質問を行います。

はじめに耕畜連携の一層の推進を、についてお伺いいたします。

昨日の新聞によりますと、山形セレクション牛枝肉共進会において、JAみちのく村山の折原剛さんの和牛がチャンピオン賞を獲得いたしました。誠にめでたいことであります。ほかに、優秀賞1席、2席、4席、優良賞2頭も、本市の生産者であり尾花沢市が席卷しておりますことは、本当に喜ばしい限りであります。このように、東北地方有数の和牛飼育頭数を誇り、ブランド化高まる尾花沢牛であります。飼料として重要な稲わらの地元確保が困難だとして、市外に8割以上の4,500トンにも及ぶ量を依存している状況にあります。この示された数字については、当局におかれましては、どう捉えておりますか。

本市は農業が基幹産業であり、とりわけ水田が3,637haのうち、水稻作付面積は約2,500haで、稲わら資源が地元で豊富に有しているにもかかわらず、約18%の1,000トンあまりしか利用されていない状況であります。稲わらの地産地消が進まない非効率な状態となっている事由について何でありましょうか。

地元から稲わら確保するための課題を洗い出し、より良い方策を図るのが市農政の務めであると思いま

す。英知を結集すれば必ずや地元産稲わらの収集、供給システムが構築されると思います。そしてさらに、耕畜連携の施策を推進する中で、稲わらを提供された水田への堆肥還元を行うことで、循環型農業が達成され、生産される米についても、特別栽培米としてブランド化が図られるのではないのでしょうか。当局のご見をお伺いいたします。

2番目です。空き校舎の利活用についてでございます。

令和2年度からは、統合により鶴子小学校並びに玉野中学校が空き校舎となります。どのような利活用を考えておられますか、お伺いいたします。

子どもたちが学び、活動する学校は、地域の夢と希望の拠り所であります。閉校は地区民にとって寂しいかぎりであるとのことであります。故に賑わいを少しでも取り戻せるように利活用してほしいとの声を聞きます。そこで提言になりますが、本市は春夏秋冬、織りなす四季がことのほか美しく、自然豊かな山村田園都市であります。このような場所に建つ空き校舎を、集合住宅として改築し、人生100年時代に第2の人生を求める、市民のみならず、県内外の元気な高齢者世帯等から住居として住んでもらうような活用はどうでしょうか。

段階の世代が今高齢者世代となり、多くのニーズがあるのではないのでしょうか。

2つ目として、地域農業振興拠点施設として利活用してはいかがでしょうか。

例えば地方創生の産、学、官、民、金連携での研究拠点施設として、地域農業課題の周年農業モデル施設として研究栽培をしたり、地域農産物の加工研究所、一例として、山ぶどうワインの醸造など、あるいは現在叫ばれているコスト削減のロボット化のスマート農業などの地域農業振興に供するための、多彩な研究拠点施設として利活用を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

大きい3番目に、本市の国土強靱化計画策定についてお伺いします。東日本大震災を踏まえ、以後近年これまで経験のない自然の猛威による大災害が、日本列島いたるところで発災し、多くの人命を奪い去り、国土及び国民生活基盤を大きく破壊せしめています。国はその対策として、国土強靱化基本計画を打ち出しておりますが、本市の対応についてお伺いします。

国は国土強靱化の一層の推進を図るため、その対応を地方公共団体に示し、地域計画の早期策定を支援するとしています。この内容について、ご承知おきな

れておりますか。されているとすれば、本市の地域計画策定に関しての進捗状況をお伺いします。

地域計画の中で、見える化、要件化、重点化を明記された事業に対し、優先採択と予算の重点配分となるようです。本市の重要事業として、毎年度、国、県へ要望している、防災減災に関わる、流雪溝の整備はじめ橋梁の架け替えなど、過疎地域自立促進計画の年次計画事項にもれなく列記し、社会資本整備の必要性を明確に要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、質問席からの質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

菅野議員からは大きく3項目についてご質問いただきました。順次ご回答させていただきます。

耕畜連携について4項目ご質問いただきましたが、関連がありますので一括して答弁いたします。

畜産農家が使用する稲わらに関するお尋ねですが、今年10月に市内畜産農家を対象とした、耕畜連携に関するアンケートを実施したところ、稲わらの自給率は14.9%で、約8割以上の稲わらは市外または県外から購入する形で調達されている現状です。市では平成28年に、畜産農家と耕種農家の中心的経営体が参画する畜産クラスター協議会を設立しています。市内畜産農家としては、飼料価格の高止まり、また耕種農家では、主食用米の需要減少による生産調整により、経営が圧迫されているという課題を抱えています。協議会では、耕畜連携の推進と、飼料作物の生産拡大の取り組みを進めることとし、稲わらだけでなく、稲ホールクロップサイレージや飼料用米、牧草など、転作飼料作物の作付面積を拡大し、耕作放棄される農地の抑制と主食用米以外での収入確保を図ることにしています。その結果、利用量は着実に増えてきており、今後とも耕畜連携を推進してまいります。

次に、市内産の稲わらの地産地消が進まないことについてですが、理由は2つ考えられます。

1点目は、畜産農家の飼養頭数の大規模化です。先のアンケート結果では、飼養規模500頭未満の畜産農家の場合の稲わら自給率は30%を超えています。飼養規模500頭以上の畜産農家では11%に留まっています。多くは飼育管理や堆肥散布に多くの労働時間がとられ、稲わら確保まで手が回らないのが実情です。

2点目としては、本市の気候です。収穫の秋は一時的な雨が降りやすく、耕種農家では天気と相談しながら

稲刈りや調整作業に追われ、畜産農家も耕種農家も稲わらを収集できる時間と余力がないことも大きな要因と考えられます。

市内産稲わらの地産地消を進める方法としては、畜産農家や耕種農家でもない、稲わらの収集等の業務を請負う事業者を立ち上げることが考えられます。業務としては稲わらの収集のほか、堆肥の収集や運搬、散布業務など想定されますが、年間を通じて一定した仕事があることが必要です。一方で、企業として成り立つための収益性は確保できるのか、人材や機械はどうするのかなど課題は多く、引き続き研究していく必要があります。

なお、耕畜連携の取り組みに対する支援ですが、国では平成28年度をもって支援を終了しましたが、市では平成29年度以降も市独自に産地交付金、水田活用の直接支払交付金を設け、支援を継続しています。また、市単独のエコエリア推進事業として、主食用米の栽培ほ場に堆肥散布を行う取り組みにも助成しています。

市では、安全、安心な畜産物の生産と耕畜連携の観点から、市内における循環型農業や特別栽培米を推進するため、これらの助成事業を活用しながら、関係機関や生産者と連携を強化してまいります。

次に、空き校舎の利活用に関するお尋ねについてお答えいたします。

これまで地域活動の拠点として、地域の方々に親しまれてきた鶴子小学校、玉野中学校は、今年度末をもって、その永い歴史に幕を閉じることとなります。いずれの施設も耐震上の問題はクリアしていることから、地域振興につながるような利活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

空き公共施設の利活用につきましては、これまでも、空き公共施設の利活用に関する基本的な検討行程に基づき、行政、地域、民間企業等という順番で検討してまいりました。庁内関係課による話し合いでは、鶴子小学校の有効活用として、鶴子小中学校メモリアルコーナーの設置、地元スポーツ少年団の活動拠点としての利用、花笠高原施設の補完機能としての利用など。玉野中学校については、待機児童解消のための放課後児童クラブとしての利用、駐車場などが手狭となっている地区公民館としての利用、玉野中学校メモリアルコーナーの設置などが挙げられております。また、空き校舎を活用した高齢者の居場所づくりも考えられますので、地域における高齢者の居場所づくりに関する受け皿ができれば、運営主体が利用しやすい施設整備なども考えてまいります。

ほかにも、企業による利活用も考えられますので、再度、庁内関係課による情報の共有を図りながら、空き校舎の利活用に取り組んでまいります。

次に、玉野中学校、鶴子小学校の新年度からの活用について、高齢者の集合住宅として活用してはどうかとのご提案をいただきました。全国の事例をみると、北海道勇払郡鶴川町では、廃校となった町立田浦小学校を社会福祉法人が、高齢者生活交流センターとして町内の高齢者の集合住宅として活用している例や、同じく北海道上川郡和寒町では、旧大成小学校を高齢者共同介護施設グループホーム「おや里かん」を、民間事業者が運営している例もございました。2つの例は地域の高齢者対策の1つであり、豪雪地帯の本市では、冬期間限定の集合住宅として活用できないかという意見も出されたところです。しかし、こうした施設に改修したとしても、使用される方々に満足していただくためには、近くに病院はあるか、買い物はできるか、移動手段はどうするかなど、住環境を含めた課題を解決する必要があると考えています。

農業振興を図るための研究拠点施設として空き校舎を活用してはとのご提案ですが、今年度をもって閉校となる学校は、現在も使用されている現役の校舎であるため、例えば農産物を加工する場合に課題となる水道や浄化槽の問題がなく、改修の必要はありますが利用可能と考えています。6次産業で起業したいと考えている方にお貸しして、試作品づくりや事業が軌道に乗るまで使っていただく、あるいは現施設が手狭で事業拡張できない企業等に使ってもらい、地元から雇用していただくことも考えられます。

現段階で利用を考えている団体等は把握していませんが、希望者があれば本市としても支援していく必要があると捉えています。

なお、一例に挙げていただいた山ぶどうワインですが、酒税法による認可を取得しなければなりません。規制が緩和された特例による民間型ワイン特区の最低醸造量は年間2,000リットル以上となっており、750ミリリットルの瓶で換算すると約2,700本となります。今年度、山ぶどう研究会がワイン醸造を委託している生産本数は約600本と伺っております。山ぶどう生産者団体が、醸造委託から自主醸造に切り替える考えはあるのか、約5倍となる原料供給は可能かなど、話をお聞きして調整を図っていく必要があると考えております。

次に、国土強靱化地域計画策定に関するお尋ねについてお答えいたします。

国土強靱化地域計画とは、東日本大震災を契機として、大規模自然災害に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、事前防災、減災、及び迅速な復旧復興などについて、総合的かつ計画的に実施するために制定された国土強靱化基本法に定められた計画であり、国土強靱化に関する施策を推進するための基本計画として、市町村が策定できるものです。

本市においては、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定しております。この地域防災計画が、災害の発生時や発生後の対策を対象とした計画であるのに対し、今回策定を目指す国土強靱化地域計画は、地域で想定される自然災害における事前防災を推進し、地域防災計画と連携して、市民の生命や財産を保護するとともに、生活や産業に及ぼす影響を最小化することを目的としています。地方公共団体が実施する交付金補助金事業については、国土強靱化地域計画に明記することが求められ、予算の見える化、要件化、重点化を図ることとされています。これによって、地方負担の軽減が図られる一方で、優先採択や重点配分など、計画策定が予算獲得の要件化となります。令和元年11月1日現在、策定済みの自治体は、全国で164自治体にとどまり、県内においては、山形県のみとなっております。9市町が策定中または策定予定となっております。本市は、流雪溝や防雪柵の整備、道路改良や河川改修などのインフラ整備を重要事業に位置付けて取り組んでおりますが、本市の医療福祉、教育、産業などのほかの重要事業も含めて、事業進捗に影響が出ないように、国や県とも連携し、早急に計画策定するよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ご答弁誠にありがとうございました。再質問をさせていただきます。

必要な稲わらの、当初資料をもらった中ですと、82%を市外から購入に頼っている現状であるというふうなことでありましたが、その自給率は18%と思っておりますけれども、今年のまた最新のデータでありますと、14.9%の自給率というようなことで、さらにこう悪化しているような現状に思います。4,500トンの面積換算、これを約1,000haの水田分からの稲わらとのことでもあります。畜産農家からの話から、金額にしますと1kgあたり稲わらの単価が35円から40円するそうです。これは着払いというふうなことであります。

そうすると1トンあたり3万5,000円から4万円になります。ですので4,500トンでは、やはり最大で1億8,000万円ほど市外より購入していることになります。大変大きな買い物をしているわけでございます。地元目の前に、未利用の稲わらの資源が2,000ha以上眠っているにもかかわらず、遠くは宮城県圏域、あるいは岩手県の南部などから多量の稲わらを購入しております。したがって、本市の耕畜連携面積、そして稲わらの自給量ともに5分の1しか賅われていないという勘定になると思いますが、やはりこれで、やはり農政として、やっぱり耕畜連携を謳っております本市でございます。胸を張って言える状況ではないと思いますが、その点いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

耕畜連携ということで、尾花沢市では進めておるところではございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、秋の収穫時期がどうしても短期間、雨にあたりると稲わらが乾かない、あとは耕種農家、いわゆる稲作農家も畜産農家も、稲わらを集める手間も労力もないというふうな状況でございまして、これを何とかする方法があるのだとすれば、尾花沢市内の稲わらを食べた、尾花沢生まれ、尾花沢育ちの黒毛和牛が、雪降り和牛が生産され、その堆肥が圃場に撒かれるというふうなことで、循環型農業も完結するのではないかとこのように思いますけれども、天気、乾燥できる時間が、暇がないというのが1番の大きな課題なのか。あとはそれを集めてくれる人がいないというのが、尾花沢における今1番の課題だと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

やはりご答弁にもありますように、大きな原因としてはやはり、1つは秋の天候、晩秋までの天候が続き、なかなか11月に入りますとまた降雪というふうなことになる時もあります。そういう中で、やはり期間の短い中で作業するというふうなことも分かります。そしてまた、今この人手不足という中で、畜産農家の人も大変人手不足で、なかなかそれに専門にかかれないうような状況下だと思っております。しかしながらやはりいかにしてですね、この短期間にこの収集、可能にするかというのが大きな課題となり、やはり畜産農家の皆さん、一堂にやっぱり会しながら、耕畜連携、

わらの収集について、話し合う機会なども必要かなと思うんですけれども、その辺の可能性を求めて、当局としまして、その仲介役を作ってくれるようなことを考えてもらえないでしょうか。お願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

双方のお話を聞く場面というふうなことで、畜産クラスター事業というふうなことで、畜産農家、耕種農家も入っていただいて、計画を策定させていただいているわけで、その中でもいろいろな形で、先ほど挙げました課題等も出てきていると思っております。ただ天候は何とも如何ともしがたい。例えば稲刈りを今現在10月にやっていますが、それを9月にやってくださいというわけには、耕種農家をお願いするわけにはいかないと思います。ということで、現実的に難しいのではないかなというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ご答弁の中に、収集等の業務を請け負う事業者を立ち上げることが考えられますというふうなことで、やはりこの辺ですね、専門に稲わらを集められると。あとはやはりここに、答弁の中にあります、やはりそれだけでは事業者としては成り立たないというふうなことで、堆肥の収集、運搬、散布業務など、年間を通じてやっぱり仕事があることが必要だというふうなこと、もともとだと思います。そんなことを少しでも前に進むような形で、ぜひ話し合いの中から、一気にこの何千町歩も自給、収集できるというふうな形には取れないと思います、これは。ですけれども、毎年何十町歩ぐらいつ増やしていくとか、そういう取り組みもぜひサポートをしていただければと思いますけれども、その点についてよろしくお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

菅野議員の農に対する熱い気持ちは非常に伝わってきます。その中でもう単純にですけども4,500トンで、尾花沢市内で4,500トンを一応確保するというふうにした時に、1kgあたり35円で計算しますと、1億5,750万円という金額になると思います。そうしますと、これを何回かに分けて自分のところでそれをやるかということ、なかなか厳しい状況にあると思います。仮に1億5,750万円入るからというので、ある法人を

立ち上げて、これに取り組んでいくといった時、そこで雇用される人はどのくらいなのかと。売り上げ1億5,750万円で会社の収益どのくらい上がるかと言ったら、これに取り組む企業があるのかなというふうに、むしろ不安になります。会社1つ持っていくのに、どれだけ大変であるか。これは議員もよくお分かりかと思えます。そういったことも含めて、例えば尾花沢市内でこういった事業に取り組んでいきたいというふうな形で手を挙げていただいて、そして農家の皆さん方も、それに協力したいというふうな形で醸成されてきた時に、やはり1つの机に向かって、皆でそれを考えていくと。現段階ではかなり厳しい状況ではないかなと。現実的なものを考えた時に、そういうふうな今の段階では言えない状況じゃないかなというふうに思えます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

やっぱり尾花沢というこの気象条件のもと、厳しいというのは十分にわかりますけれども、地域の経済の循環を考えた場合ですね、やはりこういうことも政策として、耕畜連携、そういう施策を打ち出しておりますので、ぜひ、わらを提供する農家も、そしてまたそこに堆肥を還元してもらおうという、そういう循環型農業、これが少しでも進むようになれば、最高の有機質肥料の堆肥を還元することで、長年の栽培の中で、特裁米というような形もあるかと思えます。そういう付加価値を高めながら、尾花沢を米にしる、牛にしる、高めていくというようなことになると思えますので、ぜひよろしく取り組んでみてもらいたいと、このように思えます。

散布してもらおう、いろいろ今市のほうで施策としてやっている、堆肥に対しての助成、そしてまた散布助成などもあります。そうするとだいたい10aあたりは3,670円ぐらい、差し引きですね、10aに1トンの堆肥を散布すると、そのようになりますけれども、わらは、これも計算しますと、ざっと10aあたりだいたい13,500円ぐらいになるのかなと、このように思えます。これがこの同じように、この循環して、双方がウインウインになるような形をぜひ少しでも前に進めるように、どうかお願いしたいと、このように思えます。

次の質問に移ります。空き校舎の利活用についてです。私も閉校式は終了したものの、現在勉学に励んでおられる中での、表題の質問はいささか不謹慎と思いつつも、市政は淀みなく進行している観点から、

提案として一考いただきたいというようなことで、質問させていただきました。

いろいろ、避難所としても今活用されていることも分かります。近くでですね、同じ類のものではないんですけども、大石田の旧駒籠小学校ですか、あれを特老施設として活用に至った事例もあります。やはり地域の方々は、灯りが灯ったというふうなことで、大変喜びを語ってくれたというふうなことでありました。また、今少子高齢化社会というふうなことを反映しまして、大石田の駅の東口付近には、高齢者向けの地域優良賃貸住宅というふうなことで、元気な高齢者が広域的な範囲からの、東京方面からも住まいになっている方もいらっしゃるというふうなことで、24室ほど、満室になっております。私も学校の1つの校舎の活用の方法として、そのような利用、経営したい法人の募集などを行うというふうなことも、1つの方法かなと、このように思ったところでございます。そこで、ご答弁の中では、地域振興につながるような利活用が図られるというふうなことを取り組んでまいりたいというふうなことでございます。鶴子小学校も玉野中学校も、いろいろな個々に活用したいという、市当局の考えている中では、やはりメモリアルコーナーの設置とか、地元スポーツ少年団の活動拠点とかいうようなこととか、花笠高原施設の補完機能というようなことがありますけれども、これはどのようなことなのか、お聞きしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

鶴子小学校を花笠高原荘の補完的な形で活用させていきたいというのも、内部ではちょっと今話をしています。例えば合宿関係で来る際、花笠高原荘を利用していただく、例えば吹奏楽関係でおいでになるとか、そうした時に練習の場を小学校を活用していただく。その上で最後の晩あたりは、地域でのコンサートを開催させていただくとか、地域にもあくまでも密着した形での、利用していただくことも1つかなと。もちろんそのほかに、会社等の研修で使っていただいて、そしていろんなその研修にもやり方ありますから、さらにもう1つ学校活用させていただきたいという部分も出てくるんじゃないかと思えますので、そうした時の対応を考えていく。これやっぱり幅広くですね、使えるようにしていったら、花笠高原荘を大いに利用していただくと。そしてこの場で言うのはなんですけども、議員の皆さんにも大いに利用していただきたいというふう

うに思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

市当局としても、この空き校舎の活用をまず真剣に考えていらっしゃるんだというふうなことが分かりました。また、やはり集合住宅と申しまして、いろいろな、やはり病院とか買い物とか移動手段、あるいはいろいろな住環境を含めた課題なども解決する必要があるというふうなことで、課題もあるんですけども、1つの提案として、ご提案として、やはり鶴子地区の方々と触れ合えるような、また、都会に限ったことではないんですけども、そういうここは元気な高齢者の方々がお住まいできるようなことなどは、やはりこの鶴子というすばらしい立地する自然環境の中で、健康に住んでもらえるような、そういう施設もありかなというふうなことで、ご提案させてもらったところでございます。

もう1つの農業振興にかかわる研究拠点施設というふうなことでございます。

ここでも大変、6次産業で起業したいという考えている方にお貸しして、試作品作り、そういうことも、軌道に乗るまで使ってもらおうというようなことも考えられているというふうなことで、これも大変前向きなご答弁だと思います。そして、当面はやはり、玉野中学校におかれましては、放課後児童クラブ等々での利活用もあるんだというふうなことも、これも納得したところでございます。

山ぶどうワインもおかげさまで、大変尾花沢山ぶどう研究会の皆さんが一生懸命になって作ってくれたおかげで、大変名前もブランド化になってきているようです。ただここに示されているとおりに、やはり2,000リットル以上と言いますか、それでないと、今の状況では600本というふうなことではちょっと、この4倍必要かなと思います。今、水田のいろいろな転作で山ぶどうを作っている方もいらっしゃいますけれども、そういうさらに転作するには、山ぶどうどうだというふうなこと。あるいは、遊休農地ですね、たくさん水田ばかりでなくて、畑地もあります。その中で、ぜひ拡大して、山ぶどうの特産地となるようなことに進めていく、そのような考えはどうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

山ぶどうを、転作なんで、もっともっと広めて

未耕作というか、不耕作しているところに、もっともっと広めてはどうかというふうなことでございます。我々としても先ほど、安井議員のご質問でもお答えしましたけども、水田フル活用というふうなことで、これまでは転作というふうな扱いでございました。品目、これをできればさらに一段ステップアップしていただいて、本作というふうなことで、産地化を目指したいというふうなことでは考えてございます。まだあの中にも、山ぶどうという品目まで名前あげておったか、ちょっと手元に資料ございませんけれども、もし仮にそういうふうな山ぶどうとして、今後産地を目指すとするならば、やはりそれなりの収穫するまで、やはり時間もかかりますし、そういう意味では支援を必要とするもの、作物であるというふうに思いますので、その辺は皆様のほうからご意見なんかも聞きながら、本市で進めるべき品目なのかどうか、十分意見をお聞きして、考えてまいりたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ありがとうございます。尾花沢雪山ぶどうワインですか、本当に見るとおり、本当に濃くてですね、ポリフェノールと言いますか、それが本当にふんだんに入っているというふうなことで、価格も高価といわれるぐらいの3,000円ぐらいの価格になっておりますけれども、まだまだ伸びしろはあるのかなと思います。そんなことで、我々も山ぶどうの面積拡大のためにも、耕作していきたいというふうにも考えております。そんなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

また周年農業というふうなことも、触れてはいないんですけども、この先ほど拠点施設というふうなことなんですけれども、周年農業という観点からは、使い方はまだあるのではないのかなと思いますけどもお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

周年農業というふうなことで、主には山菜にはなるかと思いますが、タラノメとかウレイというふうなことで、もうすでにハウス栽培で取り組まれている方々が出てきておまして、あえて校舎の中でそれをやらなければならないというところがちょっと私らも見えてきておりません。以前、野菜工場というふうなことで、LED照明を使いましてレタス栽培とか、いろいろやられているようなところもあるかとは思

ますけども、費用対効果というか、消費地に近い場所での実験であれば、輸送コスト等もかからなくて、ある程度の引き合いもあるかと思います。しかしながら、尾花沢でそれを強力に押し進めるべきなのかどうか、費用対効果もやっぱり考えていかないと、やったんだけども買い手が付かないというふうな状況では、ちょっと私らも非常に不安でございますので、その辺は引き続き研究をさせていただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

地域農業の拠点施設というふうなことのご提案ですけども、ひとつその点も十二分に検討されまして、よろしくお願ひしたいなと思います。

最後になりますけれども、3番目の本市の国土強靱化地域計画策定に関わることでございます。

先般、10月31日でしたか、県で開催されました各部署の重点事業の説明の資料を見ますと、県土整備部の防災安全交付金、社会資本整備総合交付金における国土強靱化予算の重点化、要件化についての項目がありまして、国土強靱化に関わる動きを見ますと、10月21日に県内市町村を対象に、国土強靱化地域計画の策定に関わる説明会の開催といたしますけれども、この時は担当課のほうでは、説明会というふうなことで行って来られたんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。10月21日の県の説明会にあたりましては、建設課、それから総合政策課のほうから担当職員が出席いたしまして、お話をお聞きしたところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

早い県の取り組みしているところでは、9月時点ですすね、やっぱり30%ぐらい策定している県もありました。山形県ではゼロだというふうなことで、その時点ですすね、今策定しているというふうなことだと思います。重点配分、そしてまた優先採択など、地域計画に明記されないと、予算の配分なしとかというようなこともあり得るといふふうなことなんで、これは急がざるを得ないのかなと思いますけれども、今もう取り掛かっているというふうなことでよろしいでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

山形の河川国道事務所、それから東北地方整備局、そちらのほうに要望活動で行っておりますけども、そちらのほうでも急いでほしいという要望を受けて、そして特に地方整備局のほうにおいては、山形県の35市町村の地図がありまして、そして動き出したところがずっと染められております。北村山はまだ1カ所も染まってません。それで帰ってきまして、国土強靱化に向けての策定に関し、とにかく急いでほしいということもあって、庁舎内でもそれに向かって取り組むということで確認しております。これから前へ前へ、どんどん進みます。はい。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ありがとうございます。やはり尾花沢でいろいろ懸案となっている防災減災、国土強靱化関係は、たくさん課題があるかと思ひます。このご答弁によりまして、流雪溝、防雪柵の整備、あるいは道路改良、河川改修などのインフラ整備というふうなことになっております。

また大きな課題としまして、国道347号のバイパス化なども網羅しないといけないのではないかなど、このように思ふんですけれども、この点についてはいかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

お答えいたします。国道347号のバイパス化については、重要事業の要望の中にも取り上げて進めているところでございますけれども、具体的に進めるのは、山形県のほうでございますので、県の計画のほうに盛り込まれるものと理解しております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

あとですすね、前からの懸案事項だと思いますけれども、商店街ですすね、メインストリートとなる、花笠パレードの行うところの無電柱化というか、共同溝事業なども、前からの話があったと思いますけれども、その点なども含まれているかどうか、お伺ひします。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

都市計画道路、中央通り線の電線地中化の件についても、重要事業要望の中に盛り込んで、県のほうに早急な事業化を要望しているところでございます。この事業についても、県の事業となりますので、県の計画のほうに盛り込まれるよう、県のほうと調整してまいりたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

尾花沢は豪雪地帯というふうなことで、西日本のほうのように台風で集中豪雨や土砂崩れというような形はあまりないんですけれども、でも雪ということで、豪雪というふうなことで、これを災害だというふうなことをとらえて、これまでずっと国、県のほうに要望をしてきたところでもあります。やはり雪に対して、徹底的にこの間口除雪など、対応するための機械ですね、除雪機械等々の更新なども、あるいは機械の増強というふうなことも入ると思いますけれども、この点についてはいかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

除雪、雪に強いまちづくりというふうなことで、除雪機械の購入、あるいは除雪費に対する助成補助金交付金についても、やはり国土強靱化地域計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

計画策定については、令和3年あたりまでのこのローリングもあるのかなとも、表を見ますと記載されているようでありました。それでやっぱり、ここは必要なものとか、さらに付け加えてですね、やはり私たちの市がさらに安心、安全を獲得していくために、やはり頑張ってもらいたいなど、このように思います。それにはやはり、このいろいろな整備を待っているところの細かいところまで、遺漏なく記載して、明確化にして、見える化にしておくというふうなことが大事だと思いますので、ひとつその点をよろしく願いまして、私の一般質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、菅野修一議員の質問を打ち切ります。

次に14番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木議員。

[14番 鈴木 清 議員 登壇]

◎14番(鈴木 清 議員)

通告によりまして、12月定例会で一般質問させていただきます。

私の質問は、大きな項目で3点であります。

1つ目は、教員への変形労働時間制導入についてであります。以下の3項目にお答えください。

①教員の長時間労働が社会的な問題となっているが、本市の小中学校の教員の残業時間などの労働実態を把握していますか。

②公立学校の教員に、1年単位の変形労働時間制を導入するため、公立教員給与特別措置法(給特法)の改定案が提出されております。変形労働時間制は、自治体の条例により導入できるとされていますがどう考えていますか。

③教員の長時間労働の解消には、教員の増員と業務の削減が必要と考えていますがいかがですか。

大きな2つ目は、より活発に利用される図書館のためです。尾花沢市民図書館は、1979年市制施行20周年を記念し開館しました。今年で40周年を迎え、悠美術館としては開館22年目となります。来年は、図書館法制定70年目となり、節目の年となります。そこで以下の4項目についてお尋ねいたします。

①年々利用者数が減少傾向にあるが、尾花沢市民図書館協議会では、どのような分析をして対策を話合っていますか。

②小中学校に、読書力向上推進員を配置しているが、どのような効果が出ていますか。各学校の図書室の蔵書数、一人当たりの年間貸出冊数、年間図書購入費はいくらですか。

③より活発に利用される図書館にするために、何が大切と考えますか。

④図書館内で働く職員の中で、司書資格取得を希望する職員に対し支援し、資料購入費を増額してはいかがでしょうか。

大きな3点目です。介護保険ケアプランの有料化について、政府は全世代型社会保障に転換するとして介護保険制度改定で、現在は無料のケアマネージャーによる居宅介護支援ケアマネジメント費に1割負担を導入しようとしています。払えない人は、保険制度にさえ入れなくなるため、私は反対であります。市はどう考えていらっしゃるでしょうか。以上で、質問席からの質問を終わらせていただきます。ご答弁によりまして自席での再質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお尋ねいたします。



◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

鈴木清議員に、大きく3点についてご質問いただきましたけども、1点目の教員への変形労働時間制導入については、教育委員会よりご答弁させていただきます。

他の2点について、順次ご答弁いたします。

図書館に関するお尋ねにつきましては、教育委員会より答弁をさせていただくことになっておりますので、こちらもよろしく願いいたします。

介護保険ケアプランの有料化について、ご答弁いたします。

ケアプランの有料化に関するご質問ですが、居宅介護支援(ケアマネジメント)は、居宅介護支援事業者が居宅の要介護者に対して、居宅サービス計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行うものであり、高齢者自身によるサービスの選択、サービスの総合的・効率的な提供等、重要な役割を果たしております。居宅介護支援につきましては、要介護者等が積極的に介護サービスを利用できるよう、制度創設時から10割給付のサービスと位置づけられてきました。

現在、国では第8期介護保険事業計画に向けて、社会保障審議会で制度の持続可能性の確保をテーマにケアマネジメントに関する給付のあり方について、ケアマネジメントが担う役割の変化や、自立支援・重度化防止の実現に向けた質の高いケアマネジメントを実現していくにはどうあるべきかなど多角的に議論されています。

ケアプランの利用者負担導入は、財政面から制度の持続性のためにやむを得ないとする意見や、利用者の負担が大きくなり、制度が利用しづらくなるから反対等、賛否両論の意見が出され、引き続き検討が行われているようでありますので、市としても、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

それでは、1点目の教員への変形労働時間制導入に関わって、実態について私のほうから、2点目、3点目については教育長のほうから、ご説明申し上げます。

本市小中学校で勤務しております教職員について、10月分の超過勤務の集計がありますので、申し上げます。

す。

1ヵ月あたりの超過勤務について申し上げます。30時間未満26%、30時間から45時間34%、45時間から60時間23%、60時間から80時間14%、80時間を超えてから100時間未満が3%、100時間超はおりませんでした。

この結果、県のガイドラインに示されている1ヵ月の時間外勤務の現在の目標値である45時間以内という数値から見れば、達成率は60%という現状になります。

また、忙しい時期の特例的な扱いとしての目標値は、月80時間を超えないというふうなことになっておりますが、残念ながらこの基準を超えている教員が3%いるというふうな実態になっております。

校長、教頭等、学校現場の管理職からの指導を徹底していただくとともに、改善に至らない場合については、教育委員会からの指導も加え、働き方改革を推進してまいりたいと思っております。以上1点目について終わります。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

変形労働時間制についてお答えします。この制度については、参議院本会議での可決を受け、1年という単位で労働時間の調整を図るという方向性が示されております。学校現場では、学期末の事務処理や、行事や部活動等に力を入れる多忙な時期と、夏休みのような、比較的ゆとりのある時期があります。このような実態に応じて、忙しい時期の超過勤務を、夏休みなどの期間の勤務の短縮に振り替えるということで、労働時間の調整を図るという趣旨のようです。

1年単位の変形労働時間制の適用については、2021年4月から、自治体の判断により施行可能な見通しとなっております。業務内容の改善を図るとともに、勤務時間を意識しながら働く意識を高めることが重要視されております。

また、本県の取組としては、教職員の超過勤務時間を1年につき、当分20%ずつ減らしていく、さらに超過勤務月80時間以上の教員をこの4年間でゼロにするという方針が示されております。

県のほうに確認したところ、各自治体における変形労働時間制を導入する場合の手続きや進め方等については、まだ検討段階であるということですが、業務量を減らさない限り、導入により忙しさの偏りが増加することも考えられ、慎重に検討していくということでした。市としましても、国や県の動向を注視しながら、やはり慎重な検討が必要と考えております。

続いて、教員の働き方改革の推進に向けて、本市では、例えば小学校での評価を2期制に昨年度よりしております。また、お盆の時期に会議や研修会等を置かないようにして、学校閉庁日を昨年度は3日間、本年度は4日間設定したところです。また、この他特別支援教育支援員を17名、読書力向上推進員を4名、部活動指導員を3名配置しており、教職員の長時間労働の軽減に向けて取り組んでおるところです。これらの職員の配置により、先生方が授業準備や学級経営などの時間を確保できるようにしたいと考えており、さらに、来年度に向けては、特別支援教育支援員の総数の確保に加えて、教員免許を所有する学習支援員、それから事務補助など、スクールサポーターの増員を計画してお願いしているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

続きまして、図書館の利用のお尋ねについてお答えをいたします。

図書館の利用冊数が年々減少している理由といたしましては、人口の減少やパソコン、スマートフォンの普及などが考えられます。また、北村山館内の図書館が近年リニューアルされており、本市では平成9年、村山市では平成22年、東根市では平成28年、大石田町が平成29年にオープンするなど、新しい図書館に行きたいという方もいるのではないかと分析しております。

利用冊数の減少への対策につきましては、ふるさと応援基金を活用し、本年度の図書購入費を増額させていただくなど図書の充実に努めております。また、ボランティアの皆さまからご協力をいただき、幼児期から本に親しむためのブックスタートや、園児から小学生低学年を対象として絵本や紙芝居を読み聞かせするおはなし会も開催しております。幼い頃から本に触れ、関心を持ち、読書の楽しさを知ってもらい、将来的にもたくさんの本を読んでいただきたいと考えております。

次に、活発に利用される図書館にするためには、魅力ある図書館にすることが大切だと考えております。本市の図書館の魅力は、北村山管内で図書の冊数が最も多いことです。本年度予算につきましては、図書購入費を増額させていただき、図書の充実に努めております。

また、北村山の図書館が協力して開催している北村山図書館スタンプラリーは今年で3回目を迎え、9月から10月までの2ヶ月間、北村山の4つの図書館に来

館すると、景品がもらえるなど、広域的な集客にも努めておりますので、これらの取り組みを継続し、今後も魅力があり、活発に利用される図書館運営に努めてまいります。

次に、司書に関するお尋ねでございますけれども、図書館業務は、尾花沢市ふるさと振興公社へ業務委託しており、業務委託の際、司書資格者を2名以上配置することとしており、現在、司書資格者2名が配置されております。司書資格取得を希望する職員に対する支援につきましては、図書館職員は受託者側の職員でありますので、市からの支援は困難ではありますけれども、司書資格者の人数については、近隣の自治体の状況も参考にしながら、業務委託の受託者とも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

学校図書室につきましては、教育指導室より答弁いただきます。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

私のほうから、読書力向上推進員等についてお答えしたいと思います。

読書力向上推進員の配置に伴う効果については、大きく2点があげられます。

1点目は、蔵書の紹介や読み聞かせなどを通して、子どもたちと読書をつなぐきっかけにさせていただいていることです。学校からの回答では、これが一番大きかったようであります。

2点目は、図書室の蔵書整理や貸し出しの事務、それから計画的な新書の購入等、図書室の環境整備にあたっていただいている点が大きいかと思っております。

小中学校の蔵書等につきましては、学校希望もありますので、平均でお答えさせていただきます。

1校あたりの図書の蔵書数は、およそ7,200冊、1人あたりの年間貸し出し冊数、小中平均して約90冊、1校あたりの年間図書の購入費は約33万円というふうになっております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

ご丁寧な答弁ありがとうございます。昼休みに答弁書をいただきまして、初めて答弁書を読んだので読んでみて、あっと驚きました。驚くことだらけで私の質問を訂正しないといけないなと思っているところです。

変形労働制についてまず質問ですけれども、私が作

ってきた資料を見ながら質問させていただきます。

先ほどの答弁では、ガイドラインの45時間以内が達成が6割あるというふうなことでした。私の1枚目の、どれくらい長時間勤務になっているかという調査では、このCのところを見ていただきますと、文科省の調査で、年々長時間勤務になりまして、小学校では11時間15分、中学校では11時間32分に対しまして、尾花沢の場合は6割が達成していて、大変優良な小中学校であることが分かりました。本当にびっくりしました。聞きたいのですが、30時間未満は26%いらっしゃいます。10月の学校の行事の日程表を見ましたところ、20日稼働です。20日の中で30時間以下となりますと、1日平均1時間半、1時間半で見ますと、右のEのところを見ていただきますと、学校が定時で終わるのが4時45分です。そこから1時間半を足しますと6時15分になります。下校時間は何時ですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

若干の、それぞれの学校の誤差ありますけれども、4時45分前後が多いかと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

資料をちょっと探してきましたけども、下校時間がほとんど6時20分です。中学校の場合。中学校の場合6時20分で、それより早く6時15分退勤というのはあり得るのかなというふうに思いますがどうですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

失礼しました。先ほど申し上げた数値については、小学校のものでありますので、中学校については、バス時間と併せて6時20分となっているのは、尾花沢中学校かなというふうに捉えております。現実で、10月という時期について申し上げますと、県北大会新人戦を終えて県の北ブロック大会に向かっている時期になります。中学校は、というふうな時期でありましたので、先ほど申し上げた3%の80時間超というのは、そちらに関わっている職員であるというふうに、現在は捉えているところでもあります。先生方についても、これからまたお問い合わせあれば、具体的な取り組みについて述べさせていただきたいと思いますが、子どもたちが帰って、できるだけ速やかに業務を終わって帰れるようなシステムを、これから提案、実施していきたい

というふうに考えているところです。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

10月の行事を見ますと、学力テストは2年生であって、1年生は芋煮会、研究事業、定例職員会議、文化祭の準備等々、大変忙しいだろうなということは何と想像できます。しかし、先ほどの数字で報告されたのは、小、中一緒に報告されてしまわれましたので、後でよろしいので、小学校と中学校別々に、また報告していただきたいと思います。小、中6割の教職員の皆さんが早めに帰っていらっしゃるんだなというのがよく分かりました。私はちょっと疑問で、先ほどの私の資料を見ていただきますと、全国の7割以上、小学校で6割、中学校で7割以上が超過勤務です。先生方が大変ヘトヘトになっております。この変形労働制に対して寄稿していただいた、東京の小学校の先生の文がありますので、ちょっと読みますとこういうことです。

「私の時間外労働は9月が83時間、10月は82時間でした。土日の時間外労働は含まれていませんが、すでに80時間の過労死ラインを超えています。土日を含めると軽く100時間を超えます。私たちは、子どもたちにわかりやすい授業をしてあげたい。一人ひとりに寄り添ってあげたいと思っているので、授業や学級作りの準備をどんなに疲れていてもやります。しかし午後5時前までは、会議や研修などがびっしり入っているので、学校ホームページの更新など校務分掌と呼ばれる仕事をやった後の、午後7時か8時頃からやっと授業の準備を始め、警備との関係で、学校でなければならぬ。午後9時以降は、家に持ち帰ってやっています。そのため、教師が次々と倒れ、病休などで現場を去って行きます。私も以前、休まざるを得なくなりました。」こういうふうな実態が多いようです。尾花沢で過労によって、精神が病んだり鬱になったり退職なさっている方はいらっしゃいませんか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

原因等については申し上げられませんが、今お休みを取られている先生方は、市内では1名ということになります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

いらっしゃるということで、大変お気の毒ですが、

先生方が疲れ果てて過労の状態になってると、一番被害を受けるのは誰でしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

地域の子どもたちです。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

そのとおりだと思います。作文の続きを読みます。

「先生は、問題は先生がこんな状態で、子どもたちは本当に幸せなのか、保護者は安心して子どもたちを学校に通わせることができるのかということです。授業や学級運営の準備ができなくなれば、いっそう画一的授業、管理的な学校運営になっていかざるを得ません。上からの評価も加わり、そうせざるを得なくなる、子どもたちの成長を見守り、寄り添ってあげたいと頑張る教師がいなくなれば、最大の被害者は子どもたちです。」これは、共通の認識になったと思います。それで変形労働制は必要かどうかというふうになりますが、先ほどの答弁によって、6割達成しているので、変形労働制をする必要はないのではないかと考えますがいかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

変形労働時間制の考え方について、もう少しちょっと考えてみたいと思うんですけども、年間をとおして、休みを全て夏休みに集中するっていうふうな考え方ではなくて、当面本市で進めていることについてちょっとお知らせいたします。基本的に全校で、週に1回は定時退校日、部活動等の活動のない日を設定しております。数校においては、長期休みがない期間というのがございます。12月1月の冬休み、3月、4月の春休み、5月はゴールデンウィーク、7月、8月夏休み等あるわけなんですけど、それ以外の部活や学習に集中できる日については、月1回程度、半日の授業を実施して、授業教材の準備等に充てているというふうなことが今進められているところです。そういう形で、長期的なものだけでなく、短期的な部分に見ても、そういうふうな時間の確保をしながら進めているというふうな状況であります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

ありがとうございます。資料で少し説明させていただきますと、1枚目のEを見ていただきますと、本来定時が16時45分で帰れる所を、変形労働制で1日10時間まで伸ばすことができます。そうなりますと、会議や打ち合わせが、定時よりも後にくると、そうなる教材研究などが後になります。こういったことで、一週間で40時間が基本ですけども、プラス3時間とか4時間にしていって、夏休みを多くとろうというのが変形労働制の狙いです。私たちは、冬眠する動物と違っていて、冬場とか固めて休み取れば疲れが取れるというものではありません。土日にできるだけ休みを取って、回復して子どもたちに向き合うっていうのは正しいと思います。先ほどの報告でも、お盆の時4日休みを取りましたっていう例がありました。岐阜県岐阜市では、16時間休みを年休などで取ることが可能だそうです。ですから、変形労働制というのを無理にする必要はないと、変形労働制の計画を立てる人が大変苦勞すると思います。月のパターンが4パターン、1年のパターンが13パターン、誰がその計画を立てるんでしょうか、変形労働制によって8月の休みを取るといった場合。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

お答えします。変形労働時間制については、各学校の実態やニーズ、それを各市町村教育委員会が受けて、県のほうの教育委員会等と相談し、条例改正等の手続きを経てというような流れのようです。基本は、学校現場にあるのかなと思ってます。そのニーズが、どのような状態なのかということなんだと思います。併せて、先ほどの尾花沢の超過勤務が少ないんじゃないかという話について一言だけ。これは、私たちが学校の指導の成果と1つは思っています。また、学校でやるべき仕事を、もしかしたら家に持ち帰ってる分、短くなっているんじゃないかなと、そこら辺は、やはり先生方個人個人をしっかりと見て、本当に体調等崩すことのないように、私たちは、教員には、子どもの前で元気に教壇に立つ、それを目標にしましょうというような話で指導しておるところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

話聞かせていただき大変感動しました。できるだけ教員の業務を減らしたいという思いは私も一緒であります。資料の真ん中のDのところを見ていただくと、

忙しさの原因は何でしょうかというのを、東京都の青年部にアンケートを取りましたところ、前のほうからいうと、学級事務、調査・報告、学校行事、人数・定員、保護者対応、校務分掌というふうになります。教材研究は後回しの、部活動とはそれが後になっております。私も教員やったことあるんですけども、学校でできるだけ粘って、さらに家に持って帰って業務が尽きずにあります。それを自分で子どもの顔を思い出して、頑張らないといけなくなっていくって思ってきました。こういった先生方の苦労をできるだけ改善してあげたいというのは、やはり同じだと思います。それでですね、このFのところを見ていただきますと、これは文科省が中央教育審議会の部会に提出したものです。これによりますと、一番最初が、文科省がだいたい調査で月平均どのくらいになっていると、これで見ると8月が一番多いんです。文科省は8月が一番多いのに8月に休みをいっぱい取らせたいと、例1で週3時間割り振った場合がこうなって、例2で4時間割り振ると夏休みが取れますようというふうになっていることです。文科省自体が8月は忙しいんだってということは認めている資料ですけども、先ほど言ったとおり、最後は現場の判断になります。現場の判断になる前に、市長、教育長、教育委員会の判断で決めないといけません。しかし、労働基準法によって働き方の基準が定めてあります。労働基準法では、労使協定をちゃんと結ばないといけない。そうしないと、一年のこんな決め方はできないということです。労使協定で、学校の先生方の意向を汲み取らないといけないというふうになります。そうすると、学校の先生で賛成、反対がいた場合どうするか。過半数の先生が多いので導入したいと考えるのか、学校によって差があった場合、それでいいのかどうかどういうふうに考えるでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

現在の学校は、教員の給与表、教職員給与特別措置法に応じて、いくら時間外働いたとしても4%ということなので、労使協定は今結んでおりません。ただし事務職員あるいは給食関係の職員に関しては結んでおるところです。今もし給特法が改正されて、やっぱり労使協定を結んで、その職場職場によって条件が違って来たと考えた場合は、非常に混乱をきたすなど。転勤するたびに、あるいは夫婦間でももう違ふとか、そういう煩雑な場面が想定されますので、やはりこれは

本市だけでなく県全体等も絡めて慎重に検討すべきと捉えておるところです。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

今仰られたとおりだと思います。変形労働制というのが、給特法によって変えられてきていると、教育労働者は、公務員と公務員法の中にも入っていて、教員だけは特別にまた分かれていくんですけども、この変形労働を全労働者にしていきたいというふうな動きがずっとあります。航空労働者それから国立の附属小中学校はすでに導入されていて、Cの資料の下の変形導入によって、残業時間が増えています。導入すると増えてしまうっていうのが明らかでありますので、私は絶対に導入すべきではない、人間らしい労働こそが必要だと思います。子どもの前に立てる人間らしい労働、それを目指していただきたいと思います。そしてまた、SDGsの中にも項目があります。働きがいを考えていく、働き方改革、働き方改革ではなく、働きがいのある働き方を追求していただきたいと思います。変形労働制については以上で終わります。

次、図書館のほうですけども、尾花沢市民図書館という名前が、今も存続しています。尾花沢市立図書館って言い方もあるし、市民と言い方があって、私は市民と名乗ってくださっているのはすごい気概のある名前だなと思っております。今年40歳を迎えたんですが、40周年だということ誰か気づいた人いるでしょうか。来年、村山の館葉プラザの図書館は10周年なので、今から10周年を計画していると仰られましたが、40周年のお祝いのイベントをしないといけないというふうに思われたでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

図書館の悠美館の開設につきましては、平成9年開設いたしまして、22年が経過したということで理解しているところでございます。市民図書館、以前青年センターに市民図書館として併設されて、おそらく40年ということで仰っているのではないかなというふうに思っているところですけども、悠美館が今年度22年ということでございますので、設立30年などを記念して式典などもやっていければというふうに考えているところなんです。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番（鈴木 清 議員）

40周年を越えて、さらに頑張ってもらいたい。尾花沢の図書館は大変素晴らしい図書館だと私は思っております。建てるときに20億円で建てたそうです。浦安の図書館が当時日本一だったので、そのやり方を勉強してこうやると、児童書と一般書を分けて、児童書でたくさん親子で来れるようなところを増やして行って、一般書のほうも追いついて増やしていくようなやり方のスタートでした。それが大切すばらしいと思っております。図書館をもっとよくするためには、図書館法の中の第14条に図書館協議会を置くこととなっておりますが、尾花沢ではどういう状態ですか。

◎議長（大類好彦議員）

社会教育課長。

◎社会教育課長（五十嵐 満 徳 君）

図書館法におきましては、公立図書館に協議会を置くことができるという定めになっております。現状を申し上げますと、平成28年の協議会の役員の変更の際に、委員の皆さんに継続をお願いしてきた経過がございまして、ぜひお願いしたいというところではあったんですが、辞退の申し出が多数ございまして、存続が難しい状況になりまして、現在協議会を設置していないのが現状でございます。ただ、今年度につきましては、協議会を開催してまいりまして、より良い図書館にするために、ご意見をいただききたいというふうに考えております。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎14番（鈴木 清 議員）

図書館法の14条には、図書館協議会を置くことができ、それから館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とすると、ですから意見を聞く場を大事にしないといけないと思っております。4年間放置したのはもったいなかったなというふうに、私に声をかけていただければと思ったりしますけれども、メンバーは10名だそうです。10名ですので大変ですけれども、図書館のボランティアをしたいと思う人とか、こういった参加したいなっていう人が議員の中でもいらっしゃいます。私たちは、総務文教で恵庭図書館を見てきまして、その思いを強くしております。図書館が豊かな図書館というのは素晴らしい街になるんだなっていうことを勉強してきました。それでまた引き続きですけれども、学校図書への支援はどうなっていますかというところで、先ほどいろいろ

いただきましたが、数字が素晴らしくてびっくりしているんですけども、小学校・中学校一人当たり何冊借りていますかって質問したところ、恵庭図書館は小学校で63.8冊に対して尾花沢は一人125冊だと、中学校では恵庭は22.9冊に対して30冊借りてると、はるかに恵庭を超えています。恵庭図書館で文科大臣賞とかいろんな賞をもらっていますが、尾花沢ではいただいているんですか。

◎議長（大類好彦議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋和哉君）

残念ながらもまだいただいております。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎14番（鈴木 清 議員）

賞などをもらわなくてもたくさん読んでくれる人が、子どもたちがいらっしやるのは大変すばらしいと思います。それで、本が足りないとなればどうするかという問題があると思います。恵庭図書館の場合は、パソコンで学校から図書館に連絡をいただくとほしい図書を送ると、そういうふうなことになってます。そういうシステムを通じて、図書館が学校教育を支援する学校図書館を支援するっていうふうにしていただきたいなと思うところであります。それで予算についてですけれども、前にも質問しましたが尾花沢が500万まで上げていただきました。本当にありがたいことだと思います。ありがとうございます。しかし、まだ他市町と比べますと、村山で600万円、大石田で1,000万円、東根で2,000万円となっております。さらにご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

市長。

◎市長（菅根光雄君）

図書費につきましてはですね、学校もそれから悠美館に対する図書費も、やはり上げて行って、その上で、良い本をやっぴり多くの人たちに読んでいただきたい。ただ蔵書がですね、たぶんご案内だと思いますけれども、今尾花沢市14万冊を超えております。かつて悠美館がでたとき、あの頃は毎年ある程度の予算を取って、たしか私の記憶の中では最高で3,000万円置いたことがあると思っております。そんなふうにして、ある程度蔵書を増やすまでという形でやってきて、現在になっていると思います。そういったことも含めましてですね、当時と同じような予算を取っていければいいんですけども、財政的に、やはり他のところもやらなくちゃな

んないということを考えたときには、現段階では、現予算で進めていきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

予算については私の資料で真ん中のところに、過去の資料を探し出してきました、始まった当初は250万円、165万円、150万円とだいたいそういう値段でしたが、だんだん500万円まで上げていただいております。図書館の場合は、開架と閉架というのがあります、閉架になっている部分は、今新しくない、見る回数が少ないっていうのはそういうふうになってしまっていますが、何より楽しみなのは、その図書館に行って、今月の新しい図書はこれですよっていうのをバァーとこう見せられて、ああ素晴らしいというふうに借りたくなる、読みたい心を燃やしてもらう、そういう素晴らしい図書館いっぱいありまして、毎月そういうふうなことをしていただいている、そういう場合が多くなりましたので、新しい図書はやはり必要ですので、そういった意味で予算もまた考えていただきたいと思えます。それでですね、私その他の図書館の条例や方針について、3つ尾花沢市民図書館と村山市立図書館と恵庭の読書条例ってことで3つ並べましたけども、村山と恵庭の場合は、読書という言葉が入ってます。読書活動を応援する図書館です。尾花沢の場合は学習を応援する図書館。生涯学習でスタートしたものですから、学習を支援するっていう形になってまして、その点が少し尾花沢でいうと基本方針の3番目に、市民が広く図書館サービスを受けられるように、サービスを受けられるっていうふうになってますけども、もっと一歩進んで読書活動を応援するっていう考えもあってもいいのではないかなというふうに思っております。

それでです、尾花沢の市民図書館の重点目標の1番目に、調査・相談業務(レファレンス)を強化していくというのがありますが、私の調べたところ年々レファレンスが減って、平成30年は20件になりました。1月あたり、1月平均1.66件、それと比べてはいけませんけれども、恵庭市の場合レファレンスは34,573件という回数で、携帯とかいろんな機器が出て、レファレンスというものはあるようです。そのレファレンスというのは、図書館の司書に、こういうことを聞きたいんだっていう、聞かれるような司書であっていただきたい。例えば、恵庭市では、子どもが野菜嫌いなので野菜が好きになる絵本はないでしょうかっていう質問がありました。そういう細かいところで聞きたくなる

ような司書にぜひなっていただきたい。そのためには、今、日進月歩で図書館の考え方が進んでおります。私なんか時代遅れだと思います。それで新しい考えをどんどん取り入れて、読書活動を励ましていただきたい。そういう司書を作っていただきたいなと思っております。今法律では、司書資格がなくてもいいっていうふうになってしまいましたけども、最初はそうではないんです。司書の資格がちゃんとあって、館長も資格を持っている人が望ましいということなんですけども、それがだんだん弱められてしまいました。聞くのは失礼だと思いますけども、館長は司書資格をお持ちでいらっしゃるでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

司書の資格は持っておりません。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

今、法律がそうなっているので当然だと思います。社会教育の課長が図書館長を兼務するなどという、こういう凄い働き方を改革しないといけないと思います。資料館の館長も兼ねてやっておられるわけです。協議会を開いているんな意見を聞いても、図書館の進んでいる部分ってのが見えにくくなるので、ぜひ館長を社会教育課長と分ける必要があるのではないかっていうのを、恵庭市に行ってきたして考えさせられました。それでですね、私がちょっと分析しました、どうしたら活発に利用される図書館になるかっていうのを、ちょっとご提言混ぜて話させていただきたいと思えます。尾花沢の1人当たりの貸し出しは5冊ですので、全国平均4.5冊よりも多いです。健闘しています。これがさらに伸びて欲しいなという思いがあるので、言わせていただきたいと思えます。今、貸し出しは児童書が多くて一般書が少ないです。ということは、一般の方が借りる意欲がまだ成長してない。一般の人が借りられるようなものにしていただきたい。それから中高生向けのヤングアダルトコーナーも活発に利用されていません。一番興味関心がある中高生のヤングアダルトコーナーも、さらに改善していただければ良いなと、3番目には、先ほども言いましたが、レファレンスがくるような図書館にしてほしい。図書館をどういうふうに進めたら良いかって困ったときは、こうしたら良いってのが本に書いてありました。それは、図書館法に則った図書館運営をしたら良いんですよって書

いてありました。先ほど言った協議会、司書の資格を持つ、学校図書館を応援するなど、図書館の役割が基本的なものがあります。ですので、そういったことを改善していただきたいなと思います。さらに今、図書館で新しい方法がどんどん出てきて、1つはビブリオバトルというのがあります。自分の好きな本を持ってきて、5分この本についてしゃべって10人だったら10人で競争してしゃべって、終わった後、投票してこの中の1位を決めるということが寒河江市立図書館で12月8日にあったので、行ってきました。大変面白いものです。私が一生手に取るような本ではないなあと思うものを、講談調でしゃべったり、落語風でしゃべったり、芸工大の生徒とコラボ企画でやりました。小学生もやってるんです。そういうふうにして、私だけの本、私にとっては一生大事な本だ。本との出会い、人との出会い、そういった励ますのが図書館だと思いますので、そういった新しい手法も取り入れてみてはいかがかなと思います。いかがでしょうか。総合的に感想いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

鈴木議員からは、いろんなご提案いただきましたけれども、確かに、ただ今資料も見せていただきました。レファレンスにつきましても、市の重点目標に掲げているにも関わらず、このような状況だということで、図書館の職員の方からも聞いてみたところ、このレファレンスにつきましては、職員間で重要な問い合わせといますか、課題があった場合に集計させている数字だということで、お聞きしたところでございます。本来であれば、利用者の皆さんから資料の検索や提供に対して手助けするものがレファレンスかと思っておりますので、通常はこのような相談がかなり多くあるんだという話を聞きましたので、集計の仕方なども今後改善していかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。確かに館長も司書の資格も持ってないということで、なかなか図書館に携わる機会もございませんけれども、市民が利用しやすい図書館になっていただくように、いろんな面で市民の声を聞いた上で、活用しやすい図書館を好きになっていただけるように、ご意見をお聞きしまして、職員の皆さんとも改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

先ほどは、資格云々言いまして、私も資格持ってないので、言う資格もないのですけれども、最後に一言、最近のOECDの学力調査がありました。科学や数学の分野では日本は5位ですが、読解力が15位です。どんどん落ちてきています。小中高生は、どんどん活字を読まなくなってきました。スマホで短い文章だけ読んでますけども、長い文章をずーっと読むというのはものすごく大事だということが新聞報道でもありました。読解力を養うのは読書が一番大事だと思います。私は、成績は良くありませんでしたけれども、中学校でたくさん本を読ませていただいたので、今でも自分の行動を励ます味方になってくれています。本が自分の人生を支えてくれるものになっていると思うので、子どもたちに本を読んで自分を応援してくる味方をいっぱい作って、人生を切り開いていただきたい。そのために図書館というのは大事なんだなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので、最後のケアプランの有料化を今度始めるというので、消費税が10%に上げられまして、社会保障のために使うんだってありましたけれども、逆の考えを持っているようなので、質問させてもらいました。私の資料では、2枚目の下のほうで介護のいの一番のケアプラン作成に自己負担を導入すると、そうすると1割お金が払えない人は、介護保険の計画も立ててもらえないし、介護保険の中にも入っていきなくなります。これはとつても酷いことだと思います。政府の計算では、1割負担してもらおうと500億円削減になるんだそうです。ですが、介護保険にアクセスできなくなる人を作って良いのかどうか、この無料でやるというのは、介護保険の良心がかかっている問題だと私は思っております。どのように考えているか、もう一度お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。先ほど市長の答弁にもありましたように、両極端な賛否両論の意見があるかと思えます。1つは、その制度維持のための財政的にやむを得ないという意見。でもう1つは、議員仰るように、利用者の負担が大きくなり制度が利用しづらくなるという面もあるのではというようなことの賛否両論かと思えます。結論といいますか、先ほど市長が申し上げたように、国の制度であります。国の動向を注視してまいりたいと考えておるところです。以上です。



◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

国の動向も大事ですが、私はケアマネージャーが家庭に入って相談するというのはものすごく大事だと思います。なぜかと言いますと、高齢者が虐待されている場合というのがあります。そのことをいち早く発見するのがケアマネージャーが多いんだそうです。ケアマネージャーが発見した場合は、市町村へ通報するシステムになっているそうです。ケアマネージャーは発見したとしても、その家族と仲良くずっと付き合っていて、このお年寄りの介護をどうするかという相談を毎月やっていくわけです。ですから、介護保険の中に入れていけるように、無料であるべきだと考えますのでご検討よろしくをお願いします。以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時13分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

この際、申し上げます。本日の会議は、時間を延長しますので、予めご了承願います。

3番 菅野喜昭議員の発言を許します。菅野議員。

[3番 菅野喜昭 議員 登壇]

◎3番(菅野喜昭議員)

どうも皆様お疲れさまでございます。もう少々お時間いただきまして、質問させていただきます。

質問の前に、一言申し上げます。7月の市議会議員選挙に際しましては、多くの市民の皆様からご支持をいただきまして、なんとか当選させていただきました。心から感謝を申し上げます。また9月の定例会に際しましては、母の逝去により、大事な時期に一部欠席させていただきましたが、葬儀も滞りなく済ませることができました。重ねて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。今後は、議員生活におきまして、創意と熱意をもって、市民の皆様へ、より安全安心な生活を目指し、職務に専念してまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、本題に入りますが、通告にしたがいまして質問させていただきます。質問は2項目でございます。

1項目目は、台風19号における市民の皆様の避難行動について、2項目目は、要介護者の入所施設についてでございます。

それでは1項目目の、台風19号における市民の皆様の避難行動について、質問させていただきます。本台風19号におきましては、日本全国で93名の犠牲者と3名の行方不明者と確認しております。隣県の福島では31名、宮城県では19名がお亡くなりになっています。犠牲者に対しまして、改めましてご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。それでは、お手元に内閣府の消防庁の資料がございますので、参考にさせていただきたいと思います。

質問は6つございます。青野議員との午前中の質問にも重複するとは思いますが、あえて重複をいとわず質問させていただきます。

1つ目は台風19号における市民の皆様の避難対応について、市長のご見解をお聞かせください。

2つ目は、市民の皆様は、市が発出した避難情報により避難行動をとるわけですが、宮沢地区におきまして、避難指示、避難勧告を出した人数に対し、実際に避難した方々が極端に少なかったのはなぜでしょうか。

3つ目、市が発出する避難情報は、項目として、警戒レベル、避難行動、避難情報等がありますが、具体的に、いつ、誰に、何を、どのように呼びかけ伝達するのでしょうか。

4つ目は、台風19号におきまして、市民の皆様に対する避難情報等の、伝達内容、伝達時期、伝達容量は具体的にどうだったのでしょうか。

5つ目ですが、市民の皆様は、今年配布した、先ほどから出ておりますけども、尾花沢市防災情報ガイド、この内容をどの程度理解していると思われそうですでしょうか。

6つ目は、このたびの台風19号による、市が発出すべき避難情報と、それに伴う市民の皆様の避難行動等において、その教訓と対策がございましたらお聞かせください。以上が1項目目の、台風19号における市民の皆様の避難行動についての質問でございます。

続きまして、2項目目の要介護者の入所施設について、質問させていただきます。質問は5つございます。

1つ目は、今現在、市内の介護施設に入所している方は、何名ぐらいいるのでいのでしょうか。また、入所を希望している方は、何名ぐらいいるのでしょうか。

2つ目は、入所を希望している人数を、その数です

ね、市長は、どのようにお考えでしょうか。

3つ目は、4年ほど前から、今まで介護施設に入所を希望していましたが叶わず、施設が不足していると考え、関係者に施設の新設、増設について確認いたしましたところ、いずれ入所希望者数も減少し、施設も余ってくるんだよという見解でありました。これにつきましても、市長のご見解をお聞かせください。

4つ目は、今後団塊の世代の方々が、後期高齢者になり、いずれ平均寿命も100歳に迫ると言われております。入所希望者数の減り始める時期は、いつ頃だとお考えでしょうか。

5つ目は、これらを勘案いたしまして、市内における介護施設の新設・増設について、市長のお考えをお聞かせください。以上が2項目目の要介護者の入所施設についての質問であります。以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

菅野議員から、大きく2項目について、ご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、台風第19号における市民の避難行動等に関するお尋ねです。

台風第19号の接近時においては、雨が強まり土砂災害警戒情報が発令されたため、同区域内の247世帯738名に対して避難情報を発令いたしました。これに対し、実際の避難者数は179名となっておりますが、うち119名については銀山温泉の宿泊客ですので、市民の避難者は60名となっております。

今回の宮沢地区における避難対象者は、100世帯307名でしたが、実際の避難者は13世帯20名でした。また、避難情報を発令した区域のうち、尾花沢地区や鶴子地区における避難者はおりませんでした。このことから避難対象区域全体での避難率は約8%にとどまり、過去最大級の台風接近ということを考慮すると、今後の大きな課題と考えております。

台風第19号については、予め大きな被害が危惧されたこと、本市への最接近が夜間になることなどが分かっていたので、当日昼には避難所を開設し、住民に対し早めの自主避難を呼び掛けたところです。その後、夜8時過ぎには大雨洪水警報、続いて土砂災害警戒情報が発表され、これらを受けて順次、避難情報を発令しました。

避難者が少なかった要因としては、降雨のため防災行政無線が聴き取りにくかったこと、夜間のため周辺の変化が分かりにくかったことなどが影響したものと考えられますが、自分は大丈夫という意識や、情報伝達に関する自主防災機能の不十分さがあったものと捉えております。

避難情報の発令についてですが、本市では、「尾花沢市避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」に基づいて行っております。また、今年3月には国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、避難勧告等を発令する際は5段階の警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動をわかるよう伝達することとされ、警戒レベル3以上の避難情報を市町村が発令することが明示されました。したがって、風水害時の避難情報は、市が土砂災害警戒区域及び浸水洪水想定区域等の住民に対し発令することとなりますが、基本的に、警報級の気象情報が発表された場合には、警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報等が発表された場合には、警戒レベル4の「避難勧告」や「避難指示」を発令することとなっております。

実際の発令あたっては、対象となる災害及び警戒すべき区間、場所を気象庁や山形県が発表する危険度分布等により判断いたします。また、現地の確認が可能な場合は、現地確認の結果も考慮し判断いたします。そのうえで、浸水深や土砂災害の想定区域をあらかじめ特定し、該当区域の住民に対して避難情報を発令することとしております。

また、伝達方法については、予め自主防災会長である区長への連絡のもと、広報については、防災行政無線を柱に、広報車、消防団車両による広報、緊急速報メール、市ホームページへの掲載、放送事業者への伝達等の手段を複数組み合わせるものとしております。そのため、台風第19号の際には、伝達内容としては警戒レベル、避難行動の内容、該当地区名、避難情報発令の理由、避難場所について伝達しております。また、伝達時期については、気象情報により判断し、例えば警報級の気象情報が発表された場合に「警戒レベル3 高齢者等避難開始」、土砂災害警戒情報が発表された場合に「警戒レベル4 避難勧告」を発令いたしました。なお、銀山地区においては、洪水の危険性がさらに高まったため、現地警戒対策本部による状況確認を踏まえ、再度の避難を促すために「警戒レベル4 避難指示」を発令しております。

伝達方法につきましては、予め対象区域の区長へ連絡の上、防災行政無線を活用するとともに、緊急速報メール、市ホームページへの掲載、放送事業者への伝達等を行っていました。なお、銀山地区においては、温泉組合や消防団、各旅館への連絡を密にして、伝達したところです。

次に、今年7月に配布いたしました防災情報ガイドに関するお尋ねですが、ガイドを配布するまでは、該当地区に地形図を基図としたハザードマップを配布するのみの対応でしたが、住宅地図にハザード区域を重ねて表示したハザードマップを全戸に配布したことで、市民にとって身近な危険箇所が分かりやすくなったものと考えております。ガイドの作成は、作成プロセスも重視し、自主防災会長の皆様に参集いただき意見交換会を開催するなど、自主防災組織における意識向上につながったものと考えております。

一方、地区住民の立場で考えますと、今後ともガイドを活用した防災学習開催等の展開が必要と考えており、ガイドを配布する際には、自主防災会長あてに講習会や訓練等を実施する場合は担当職員を派遣する旨をお伝えしています。なお、去る11月13日には、自主防災組織リーダー研修会を開催し、防災に関する講演のほか、防災情報ガイドに関する説明なども実施させていただきました。自主防災会長のほか、民生委員、女性防火協力班などの方々にも参加いただいたところであり、今後とも防災情報ガイドの理解度向上に努めてまいります。

次に、今回の台風における教訓と対策についてですが、過去の報道や文献によりますと、昨年の西日本豪雨における広島市の避難率は約3.4%と言われております。近年、大規模災害が頻発しており、どこで何が起きても不思議では無い状況に、市民の防災意識や避難に対する考え方は以前よりも高まっているものと感じております。しかし、避難率にも現れているように、実際の避難行動に結びつかない現状については、自主防災組織内の話合いや避難訓練の実施などに対するさらなる後押しが必要と捉えております。今後とも防災情報ガイドの理解度向上、防災行政無線の屋外放送以外の伝達方法の確立などについても検討するとともに、自らの命は自ら守れるよう自助・共助としての防災減災支援を強化してまいります。

次に、要介護者に関するお尋ねについてお答えいたします。

現在の市内介護施設の入所者数については、特別養護老人ホームが3施設で合計定員189名に対し189名の

入所、介護老人保健施設1施設については定員100名に対し平均で95名程度であります。どちらの施設も市内のみならず市外の方も入所しています。市内の方の特別養護老人ホームに関する入所希望申込者数は平成31年4月1日時点の調査で166名となっておりますが、特別養護老人ホームへの入所を希望されている方の中には、医療機関や介護老人保健施設、有料老人ホームへ入所されている方もおり、在宅で生活している方は41名で、平成29年度の調査時から10名の増加となっております。在宅で待機している方については、ケアマネジャーと相談しながらヘルパーやデイサービス、ショートステイなどのサービスをご利用いただいております。

特別養護老人ホームへの入所については、各施設がそれぞれ入所に係る判定会議を実施し、本人の状態や家族の状況、介護度などを総合的に判断し緊急性が高い方を優先しているようです。

施設入所希望者が減り始めるのはいつ頃か、というお尋ねですが、全国的には、要介護認定者のピークを迎えるのが2040年とされているものの、本市におきましては、第7期介護保険事業計画の推計によると、ほぼ横ばいで推移し、2025年、令和7年には減少に転じる見通しで、それに伴い入所希望者も減ってくるものと予測されます。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題が懸念されておりますが、本市においては、平成27年の国勢調査で75歳以上の高齢者数3,782人、今年、平成31年4月現在で3,505人であり、すでにピークを過ぎております。生産年齢、いわゆる団塊の世代を含め多くの働き盛りの方々が首都圏に流出していることで、地方では高齢化が前倒して推移しております。したがって、今後、要介護認定者数、高齢者数についても、ほぼ横ばいで推移し、介護給付費は施設サービスを中心に増加が見込まれるものの、令和7年度、2025年には給付費のピークも過ぎ減少していくと見込んでおります。

施設の新・増設についてですが、入所に係る給付費が高額になることから介護保険料の増額につながることや、介護施設に従事する人材の確保が難しくなっていること、本市の今後の人口推移などを踏まえると、施設整備は慎重に検討しなければならないと考えております。これらのことから、健康寿命を延伸するための取り組み、介護予防事業、居宅介護サービスを充実させるなど、尾花沢に住んで良かったと思ってもらえるような取り組みに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

市長ご答弁ありがとうございました。

議席におきまして、少々質問させていただきます。

先ほどの1番目の質問で、19号における避難者数というご答弁がございまして、市民においては60名が避難者ということでございますけれども、その市民の避難者数、避難対応者に対するその割合は何%ぐらいでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。先ほど市長の答弁の中で、避難対象地区全体での避難率でございますけれども、約8%というふうに申し上げたところでございます。市民だけの率ですと、ちょっともう一度計算しないと、ちょっと出せない状況でございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

今8%と言われましたけれども、これは市全体ですかね、各地区全体をトータルした避難率が8%ということよろしいのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。今回避難勧告等を発令いたしました、土砂災害警戒区域等の避難対象者ということで、先ほど247世帯738名の方に対して発令したということで市長がご答弁申し上げましたけれども、それに対して市民の避難は60名となっておりますので、この60名が、先ほど市長からも答弁ありました約8%というふうな数字になるものでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

はい、分かりました。全国平均3.5%から見ると、だいぶ多かったのかと思いますけれども、それにしても、私から思いますと低いのではないかなという感じを受けております。

続きまして、2項目の質問で、2つの質問なんですけれども、市長のお考えが、今回の避難対応の8%というのが大変大きな課題ということで、市長も言われておりますけれども、私も同感だと思います。あともう1

つ原因が後から来ることはあるとは思いますが、警戒レベル4を発令した時間ですね、22時30分頃ではないかと私は思ってるんですけども、その点はいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。避難勧告の発令につきましては、土砂災害警戒情報が発令された以降に、さらに気象庁の危険度のメッシュ情報を、私どものほうで確認いたしまして、その危険度が高まった地域から順次発令をしたところでございます。ただいま菅野議員からありましたとおり、宮沢地区につきましては、午後10時30分に避難勧告を発令しております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

午後10時30分すなわち22時30分ということは、私も現地にまいりましたけれども、雨は降っていますし、夜真っ暗の中で、やはり警戒レベル4、避難しなさいという連絡を受けてもなかなかそういった、ではいかかというふうにはならないのではないかと思います。それで8%ぐらいに留まっているのかなというふうに感じております。

続きまして、3番目のですね、これ全般的なことですけども、何をいつやるかということで、ここに例題が載っておりますね。これ情報ガイドには載っていません。こういうふうにして、市民の方に、例えば防災無線でも何でも、皆さんこういうふうなことで伝えますよということなんでしょうけれども、これについてやっぱり、先ほどの防災無線もなかなか聞こえないと、雨も降っていますし、トタンを雨が叩きますので、なかなか聞こえない現状にあるのではないかと感じております。市長の答弁で、広報車から消防団の車両による広報ということでありましたけれども、実際、宮沢地区を通れば、実際に広報車で回って、消防団の軽自動車で回ったのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。情報伝達につきましては、先ほどの市長から答弁ありましたとおり、まず該当地区の自主防災会会長さんであります区長さんのほうに、電話で避難勧告を発令しますというようなことで、ご連絡をしております。その後に、防災行政無線を使って

広報するとともに、市のホームページへの掲載、それから県のほうを通じてのテレビ放送等、事業者への伝達等、複数の方法を組み合わせて行っておるところでございます。要領としましては、消防団による車両による広報というふうな部分も入っておるところでございますけれども、その辺は、各自主防災会あるいは地区の自主的な取り組みに委ねている部分もございますので、こちらのほうから、消防団に回ってほしいという連絡については、今回は発令をしなかったところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

今の4番の質問にも入っているところですけども、区長に連絡すると同時に、防災無線でもやると、それからホームページということでもありますけども、区長に連絡しても、区長20軒も30軒もあるわけですし、22時30分頃に、区長なかなか連絡来ても回るのはたぶん難しいんじゃないかなと、回ってくれという願いはありますけども、その辺大変なんじゃないかなというふうに思われます。無線も先ほど言いましたようになかなか聞こえないと、ホームページというのは、パソコンとかなんか見られない状況でありまして、言っただけでは失礼かもしれませんが、私もそうですけども、今デジタル化というのが進んでおりますけども、なかなか全員が皆さんパソコンを持っているわけではございませんし、なかなかそういった情報が伝達されるのは難しいのかなと思いますけども、今回、市野々に軽自動車入りましたので、今後につきましては、それらも含めて広報活動ですね、情報の早期伝達に、それらも併せまして利用していただいて、早期の伝達、早期の避難ということで、やっていただきたいなと思います。

それから、5つ目の質問の防災情報ガイドの皆さんの理解度ということで、市民の皆さんどのぐらい理解してるのかなということで、私も細部は分からないんですが、今回の避難状況それらも含めまして、自主防災会長すなわち各区長だと思いますけども、これらの方々に講習会と、それから訓練も一緒に行ってくださいよということで、それが伝達して、配っていただいているということでありましたけども、市のほうに、区長が説明する時に、職員の派遣をして支援をしますよということでありましたけども、実際各区長さんから、市のほうに支援してきて説明してくださいというのはあったのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。防災情報ガイドにつきましては、先ほど市長から答弁ありましたとおり、今年の7月に各自主防災会の区長さんを通じて全戸配布をさせていただいたところでございます。その際、文書ではありませんでしたが、自主防災会ごとに講習会あるいは避難訓練を実施する場合は、担当職員を派遣させていただきますので、ぜひ開催をお願いしますというふうな旨のお知らせをしたところでございます。ただ現段階においては、各自主防災会からの要請は来ていないような状況でございます。なお11月の13日に、先ほど答弁にもありましたが、自主防災組織のリーダー研修会、こちらのほうは、各区長さんも参加していただいた研修会でありましたが、そういった際にも、この講習会、訓練等、今後も職員を派遣いたしますということで、ご連絡をさせていただいたところでございます。なかなか待っていても、申し出がないというような状況でございますので、今後につきましては、今日の午前中もご質問がございましたが、やはり土砂災害警戒区域等の危険区域のある地区につきましては、こちらから出向いて行ってですね、最初は役員の方のお話になるかと思っておりますけども、ガイドの中身も周知しながら、各自主防災会の話し合い、そして避難所開設訓練等を開催できるように、市としても後押しをしてまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

今のは、本来であれば7月に配布されているのであれば、8月か9月頃に、今のことやっていたら、これ憶測でありますけども、もう少し避難率が上がったのではないかなというふうに感じております。6番目の質問につきまして、今課長が言われましたように、後押しをするということでありましたので、防災ガイドの普及等ですね、さらなる後押しをしていただいて、積極的にスピーディーに、さらにお願いをしたいと思っております。この間、婦人消防のお名前は忘れましたが、講演会がございまして、生々しい本当に真実の講演だということ、1つ言葉が今は残っていますのは、安全な時期、安全なうちに安全な場所に避難すると、それが一番ですよという言葉がございました。それ今でも私胸に残っています。1つ避難情報・避難指示も空振りであって、市当局何もなかったんじゃないかというふうなお叱りを受

けるかもしれませんが、お叱りを受けられるのは、本当に良いことでありまして、お叱りを受けられなくなったとなれば大変でございます。どうか早め早めの避難情報等の指示につきましてもお願いしたいと思います。

続きまして、2項目目でございます。入所希望者数ですね、これが166名おりまして、在宅でも41名ということで、在宅者につきましては、2年で10名増えているということでもありますけれども、166名これの数に対しましては、市長どのように考えでしょうか。数の多いか少ないというような感じでよろしく願います。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

私もかなり前から、この希望者数に関しては本当に注意を払って見てきました。かつては、さらに多い時期もありました。現在166名の中でも、現在施設に入っている方、その他のところで今療養なさっている方、その人たちも含めると、結局在宅で介護になさっている方が希望している方41名というふうに捉えていただきたい。ただ実際に、特老を希望なさっている方というのは、私はもっといるだろうと思うんです。例えば老健施設であるハイマートに入所なさっている方も、やはり特老に入りたいといっても、実際特老の空きがない限りは入れないという状況なんです。ただその入る基準にしても、かつては申し込んだ順でした。でも最近実情を勘案して、そしてその上でその順番が会議にかけられて、各施設で入所していただいているという状況です。実際に関わっている職員の方々も、本当に大変な思いして取り組んでおりまして、私も本当に頭が下がります。私ごとになりますけれども、うちの母も倒れてから、特老に入所できるまでかなりの年月経ちました。やっと入所できて2ヶ月足らずで逝ってしまいました。その時もうちちょっと早くからお願いできたらなというふうにも思いました。でも私たちよりももっと大変な人たちがいるんだってということを考えれば、致し方ないというふうに思うしかなかったです。実際これからどんなふうになっていくか、先ほどデータをお話いたしましたけど、今後はそういうふうな流れで減少に転じるというふうには言われておりますけど、現実には今後どうなっていくか、これはしっかりと見ていかなきゃならないと思います。本来ならば、希望なさる方がスムーズに入所できるような、そういう形にしていきたい。ベッドが足りないんだっ

ら増やせばいいだろうと、しかし尾花沢市で勝手にベッドの増床はできません。仮に増床をしたとしても、介護保険料に跳ね返ってきます。そのこともたぶんお分かりだと思います。施設が充実すればするほど、介護保険料にどんどん上乗せになっていく。そういう現実も見ていかきゃいけないと、できるだけ多くの方々が、やっぱり尾花沢で過ごして良かったって言えるような、そういう体制は、あれからずっと頑張っていていかなきゃならないというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

市長も例を挙げられて言われましたけれども、私の母も4年前から入院してしまっていて、病院からも施設に入所してくれということ言われてたんですけども、なかなか入ることができずに、入所を待たずに逝ってしまいました。41人のその在宅の方々、本当に大変だ、今市長言われたようにですね、非常に大変だと思います。その例を挙げてですけども、家内も1ヵ月ぐらしか持ちませんでした。介護したんですが、本人が倒れそうになりました。この41名の方々というのは、本当に大変な思いをして介護しているのではないのかなと思います。老々介護もですね、ご主人の方を奥様が、その反対で奥様の方をご主人が、しかも後期高齢を過ぎているという方々がいるかとは思いますが、こういう方が少しでもですね、入所できるような体制をとっていただけたらありがたいと思います。希望になりますけれども、それから、減ってくるのはいつごろかということで、もうすでに減ってるんだよということでありましたけれども、団塊の世代の方々が一番多いと、今70歳ぐらいの方が団塊の世代が一番多いと思います。5年後はまだ75歳で、ほとんど介護が必要ないかと思われる時代です。それよりも後の80歳、85歳になった、すなわち2030年、令和13年頃ですかね、その頃ですね、私はデータ見ていないから分かりませんが、ひとつその辺が多くなるような気がしてなりません。

最後になりますけれども、介護する人の人材の確保というのが非常に難しいと、この間市長も言われてますし、確かにそうだと思います。これを何とかしろということにはなかなか難しいと思います。ただ、今本当に団塊の方が80歳、85歳を迎える頃に、今の人員とどのぐらいの差があるか、もう一度調査していただいて、本当のところの施設の必要性を検討していただくのを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、菅野喜昭議員の質問を打ち切ります。

これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に、日程第2、令和元年請願第3号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」を議題といたします。

この際、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 奥山 格議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長(奥山 格 議員)

今定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、令和元年請願第3号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月9日に委員会を開催し、関係課長に出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

本案件は、国においては、飽食の時代を迎えて久しく、国民は日々の生活の中で、食の裏側にある様々なリスクを認識することが難しくなっており、そうした中で、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるために、現行の食料・農業・農村基本計画にある不測時の食料安全保障に止まらず、平時より「質」と「量」の両面で食料安全保障の確立を目指す必要があります。

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われておりますが、見直しにあたっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面および消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的取り組みを進めることが必要であるため、4項目について、政府に対し意見書を提出することを求め、食料・農業・農村基本計画の見直しを願うものであります。

我が国において、平成11年7月16日、新たな理念の下に、21世紀における食料、農業及び農村に関する施策の基本方針となる食料・農業・農村基本法が施行されたところであります。この基本法に即し、農業の持

続的な発展と農村の振興を図り、将来に亘り食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくことは、政府はもとより、農業者、食品産業の事業者及び消費者、さらには地方公共団体や食料、農業及び農村に関する団体も含め、関係者全体が取り組むべき国民的課題であります。食料・農業・農村基本計画はこのような観点から、基本法に掲げられた基本理念及び施策の基本方向を具体化し、それを的確に実現していくための基本的な計画として、基本法に基づき新たに策定するものであり、この計画については、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うものであります。

以上のことから、本案件は、願意妥当と認め、全会一致で採択とすることに決した次第であります。

なお、以上1案件につきましては、後刻、意見書の提出に関し、議会案を提出する予定でありますので、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、令和元年請願第3号を採決いたします。委員長報告は「採択すべき」とするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、令和元年請願第3号は、委員長報告のとおり決しました。

これをもちまして、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞様ございました。

散会 午後4時06分